

第3回 自動車登録のあり方に関する検討会

日時：平成22年12月17日（金）15：30～17：30

場所：国土交通省国際会議室（中央合同庁舎第3号館）

〈議事次第〉

1. 開会
2. 事務局からの資料説明
3. 討議
4. 閉会

「自動車登録のあり方に関する検討会」第3回会合主要議題

＜ワンストップサービス（OSS）利用拡大に向けた制度改善について＞

自動車登録の手続には、自動車検査証、譲渡証明書、保管場所証明書及び委任状等の添付が必要となるとともに、それらの適正性を担保するものとして印鑑登録証明書が必要である。これらにより、窓口における手続の煩雑さ、電子的手続への移行の難しさを生じさせている。

窓口手続の簡略化、OSSの利用拡大、政策グランプリへの対応にかかる出頭義務の緩和を適切に進める観点から、自動車登録の適正性確保を前提に以下の論点を提示する。

○ 添付書類の更なる簡略化ができないか。

- 一 自動車登録の手続に必要な主な添付書類として、自動車検査証、譲渡証明書及び委任状並びにそれらの適正性を担保するものとして印鑑登録証明書がある。OSSの利用拡大及び政策グランプリへの対応にかかる出頭義務の緩和を適切に進める観点から、これらの書類の簡略化を検討できないか。
- 一 自動車検査証については、継続検査受検の履行、使用者の点検整備の指針等の観点から自動車への備え付けを義務付けられており、また、記入申請（移転登録、変更登録等）をする場合には、申請への添付が必要である。これらの取扱を簡略化又は省略することに向けて、解決策はないか。

解決策案の例^{注1}：

- ① Bタイプ自動車検査証の考え方を拡大し所有者、使用者、使用の本拠の位置について、自動車検査証への印字を省略^{注2}（又は変更前の記載のままとしての使用を許容）し変更登録、移転登録の申請における自動車検査証の添付を省略する方式
- ② 申請期間中は自動車検査証の備え付け義務を免除する方式
- ③ 旧の自動車検査証の返納を受ける前に新の自動車検査証を交付しその後直ちに旧の自動車検査証の返納を受ける方式

- 一 譲渡証明書、委任状の取扱いについて、これを簡略化することにむけて、解決策はないか。

注1）これらの法制上の制約、法令改正の可否、社会的影響などは未検討であり、対応が困難である可能性も高いことから、ここに記載してあることをもって、対応可能であることを示唆したものではない。

注2）印字を省略又は旧情報のまま使用を許容したとしても、該当する最新の情報はMOTASで管理することが適当

○ 実印及び印鑑登録証明書を求めている本人確認方法について、代替手段はないか。

- 一 自動車登録の申請において、申請主体及び添付書類の真正性を判断するため、実印及び印鑑登録証明書を合わせて提出を求める場面が多い。特に、OSSを進めて行く観点では、住民票の写し等が住民票コードに代替できる一方で、印鑑登録証明書の代替が住民基本台帳カードとなることから、利用拡大への制約となっているところ。一方で、不動産登記においては、登記権利

【資料 1】

者へは認印の押印及び住民票の写しの提出でよいとしている。他の制度の状況を鑑み、簡素化を考えていくべきではないか。

- 一 また、更なる簡略化を意図して、実印等の提出を求めない方式であって、かつ、自動車の所有権を争い無く管理することを可能とする方策はないか。

○ 申請方法及び交付物の受け渡し方法をどのように考えていくか。

- 一 政策グランプリでは、郵送申請等による出頭義務の緩和が提案されている。また、今後、OSSの対象手続を移転登録、変更登録に拡大していく中、これまで通り、住民基本台帳カードの使用を前提としたままでは、OSS本人申請の利用が進まず、出頭義務の緩和につながらない。このため、本人申請の場合についても、添付書類については、郵送による送付を認めるべきではないか。
- 一 また、同様に自動車検査証等の交付物については、郵送による交付を認めるべきではないか。
- 一 なお、これに対する窓口における郵送申請対応、交付対応についての業務増加を抑制する観点で、どのような方策が考えられるか。
- 一 現在のOSSの申請方法はアプレットと呼ばれるJ A V Aを用いるための環境設定が必要であるなど、一般の自動車ユーザーが本人申請をするのは手間がかかる側面がある。住民基本台帳カード及びICカードリーダーを持っている者であれば、特に難しい設定を必要としない申請方法がないか、検討すべきではないか。

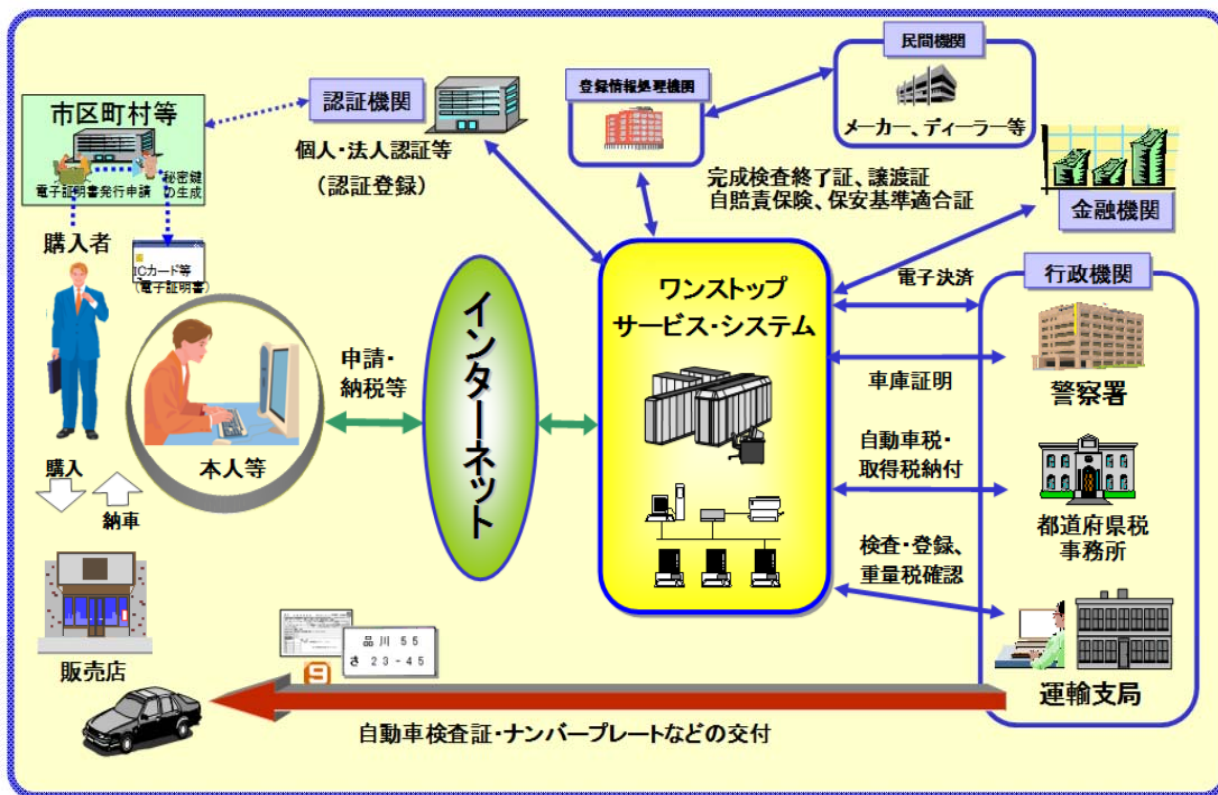
○ 昨今のICTを活用した自動車登録手続の簡略化、電子化の進展を検討すべきではないか。

- 一 自動車登録のあり方の検討を行う結果として、手続の簡略化、国民負担の軽減、行政の効率化及び電子化を進める観点で、長期的課題ではあるが、検討を開始すべき事項はないか。(自動車検査証の電子化、遠隔で情報が更新できる形での自動車検査証情報の車両搭載機器への積載、ICチップやQRコードを活用した車両諸情報の電子化等)

自動車保有関係手続のワンストップサービス化の推進

自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続(検査・登録、保管場所証明(警察)、自動車諸税(国税、県税)の納税等)について、国民負担の軽減及び行政事務の効率化等を図る観点から、オンライン申請によるワンストップサービス化を推進。

ワンストップサービス化のイメージ



稼働開始:

平成17年12月26日

稼働地域:

岩手、群馬、茨城、埼玉、東京、神奈川県、静岡、愛知、大阪、兵庫
(10都府県)

対象手続:

型式指定車(国がサンプル車を審査済の量販車)の新車新規登録

利用実績:

H20年度	: 33,600件 (利用率: 2.60%)
H21年度	: 142,068件 (利用率: 10.10%)
H22年11月分	: 27,238件 (利用率: 29.66%)

【利便性向上の取組み例(19年11月)】

本人確認として、住基カードに加え、印鑑証明書等の別送による確認を開始

自動車保有関係手続のワンストップサービスのあゆみ

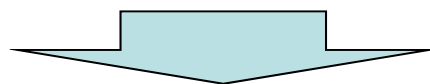
自動車保有関係手続のワンストップサービスはバーチャル・エージェンシーの
4本柱のプロジェクトの1つとして始まる

＜バーチャル・エージェンシー＞

小渕内閣総理大臣の所信表明演説を受け、縦割りの省庁の仕組みでは対応できない問題について、新たな推進体制を整備するため、内閣総理大臣直轄の省庁連携タスクフォースとして、平成10年12月11日に発足

【参考】4つの柱とは以下の通り。

- (1) 自動車保有関係手続のワンストップサービスプロジェクト
- (2) 政府調達手続の電子化プロジェクト
- (3) 行政事務のペーパーレス化プロジェクト
- (4) 教育の情報化プロジェクト



自動車保有関係手続のワンストップサービス推進関係省庁連絡会議(平成12年4月5日、内閣に設置)

議長 内閣官房副長官補

副議長 国土交通省自動車交通局長

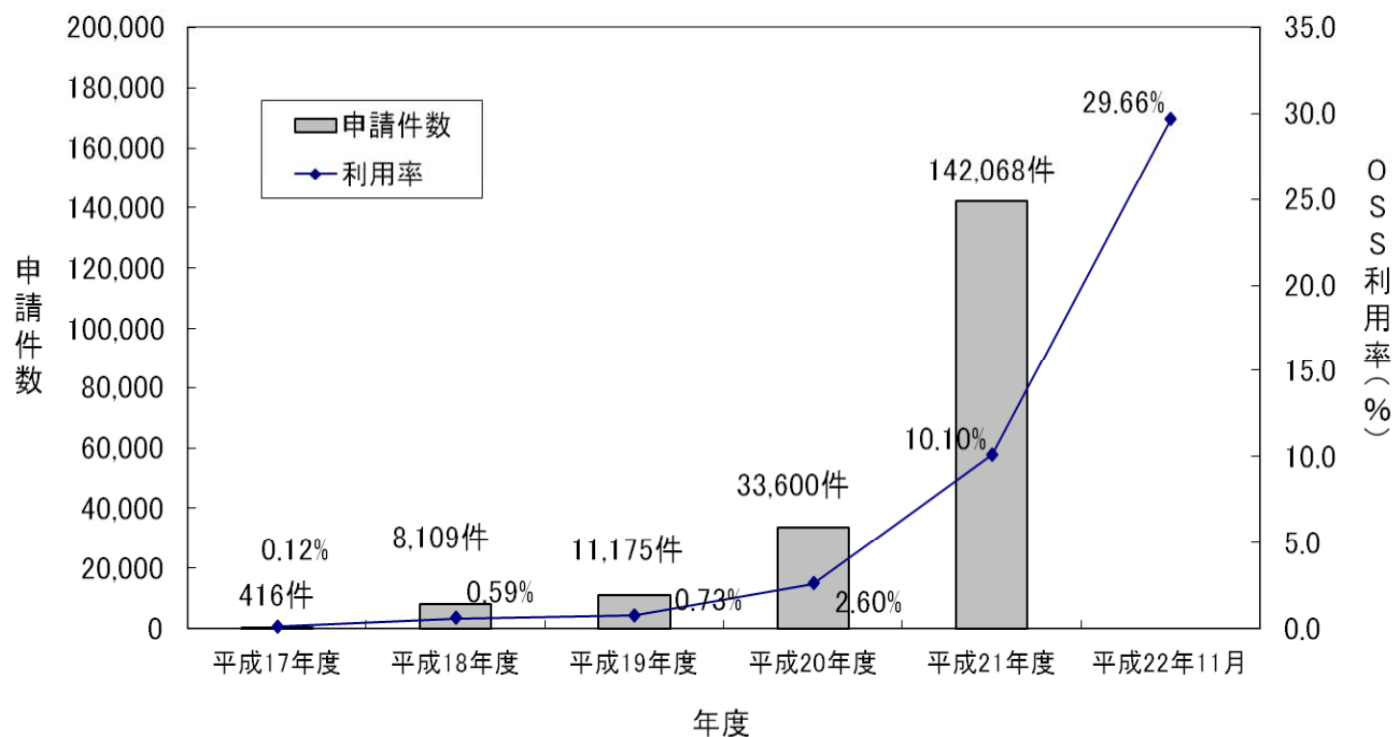
構成員 警察庁交通局長、総務省自治税務局長、総務省郵政企画管理局長
法務省民事局長、国税庁次長、経済産業省製造産業局長



平成17年12月26日、型式指定車の新車新規登録について稼働開始。

現在、岩手、群馬、茨城、埼玉、東京、神奈川、静岡、愛知、大阪、兵庫の10都府県に展開。

OSS利用率の推移



【稼働日】

平成17年12月26日
 東京
 神奈川
 愛知
 大阪

平成18年 4月24日
 埼玉
 静岡

平成19年 1月29日
 岩手
 群馬
 茨城
 兵庫

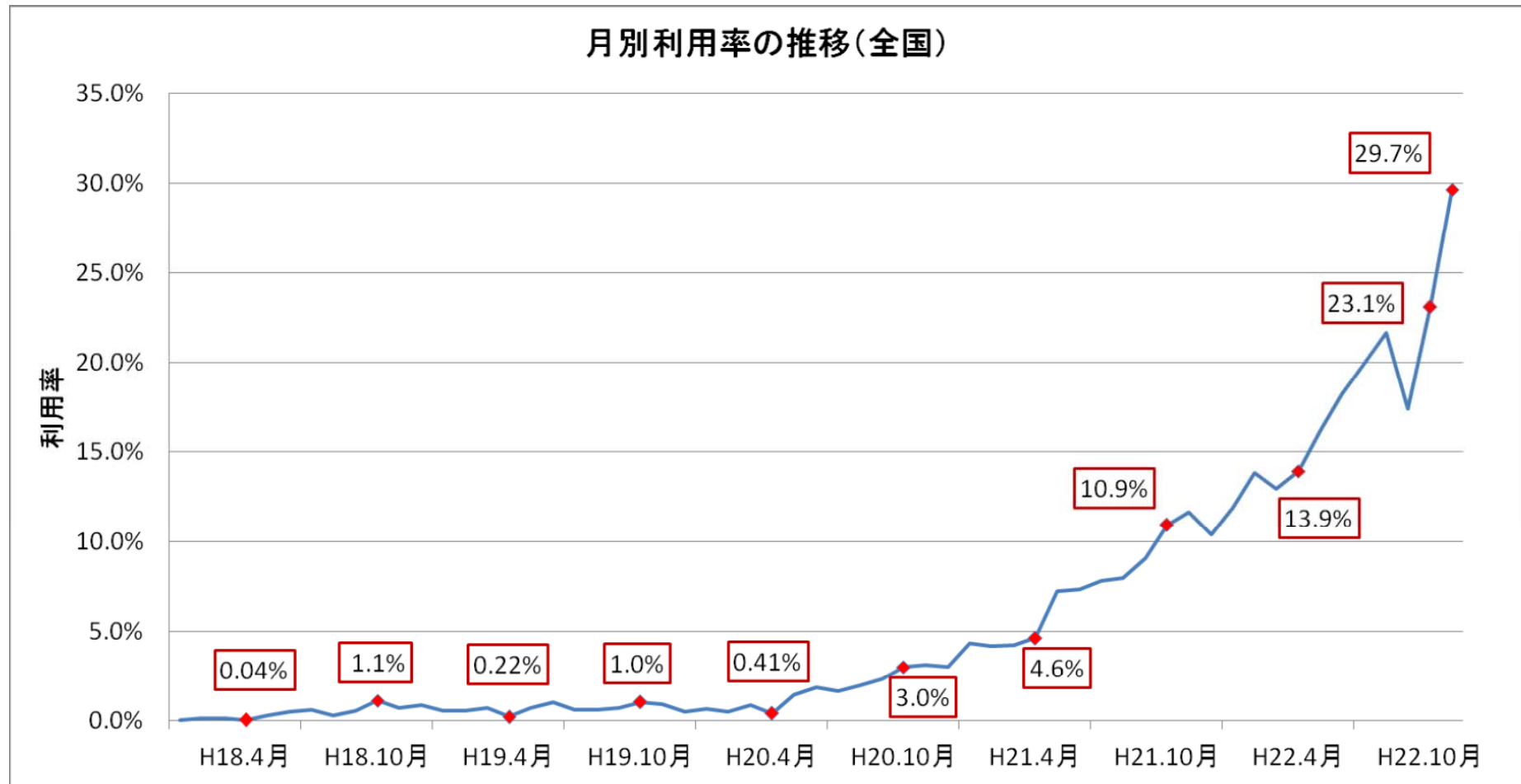
平成21年度の支局別OSS申請実績

運輸支局	東京	神奈川	愛知	大阪	埼玉	静岡	岩手	群馬	茨城	兵庫	合計
OSS 申請件数	41,569	6,208	23,256	53,343	6,392	1,816	1,888	609	316	6,671	142,068
自動車登録件数	223,427	192,886	256,388	172,069	163,282	104,433	26,390	64,056	80,419	123,230	1,406,580
OSS 申請率	18.61%	3.22%	9.07%	31.00%	3.91%	1.74%	7.15%	0.95%	0.39%	5.41%	10.10%

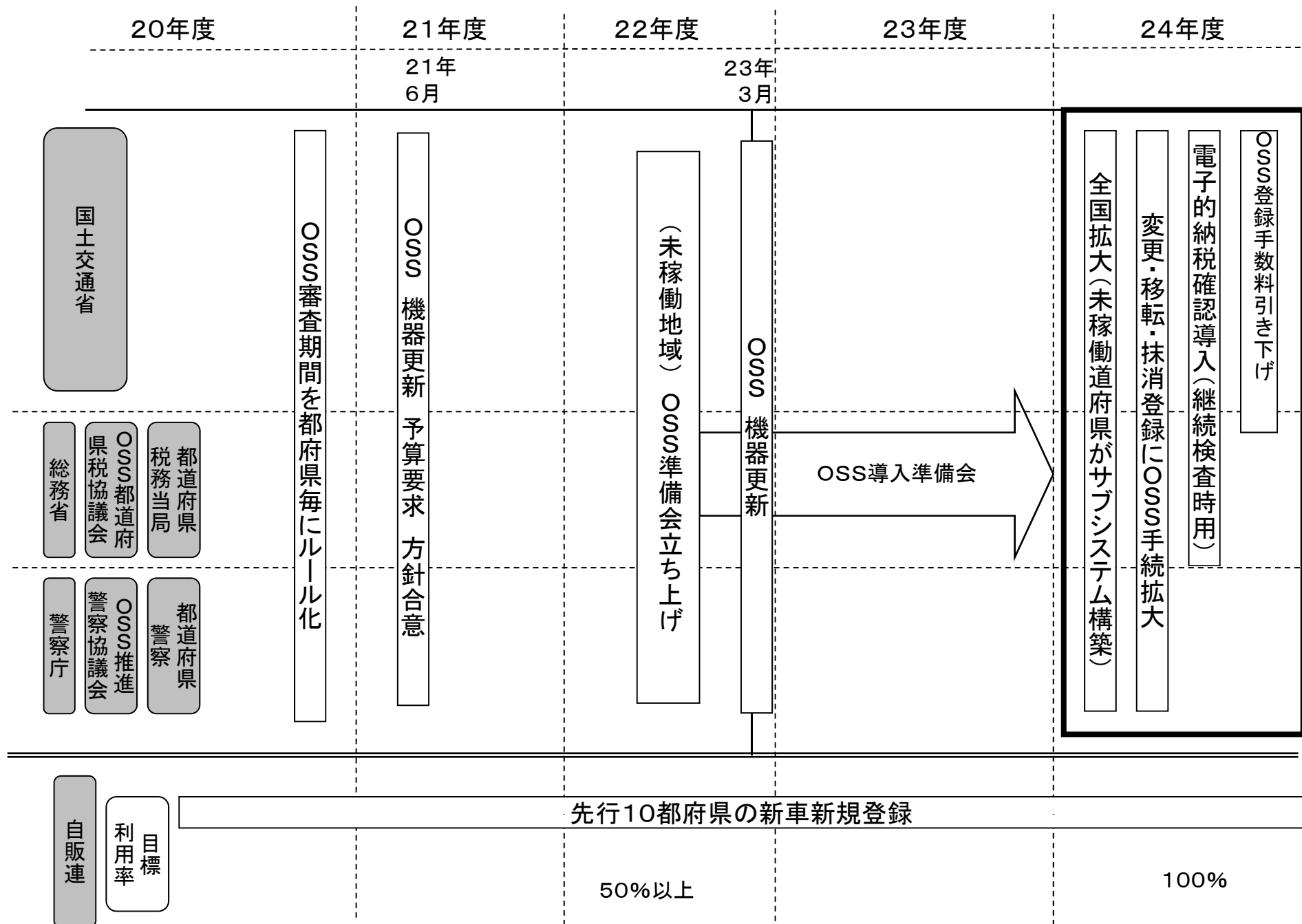
平成22年11月の支局別OSS申請実績

運輸支局	東京	神奈川	愛知	大阪	埼玉	静岡	岩手	群馬	茨城	兵庫	合計
OSS 申請件数	6,305	4,036	4,899	3,938	3,120	1,695	467	179	224	2,375	27,238
自動車登録件数	15,094	13,405	17,001	11,051	10,447	6,588	1,665	4,076	4,931	7,581	91,839
OSS 申請率	41.77%	30.11%	28.82%	35.63%	29.87%	25.73%	28.05%	4.39%	4.54%	31.33%	29.66%

OSS月別利用率の推移



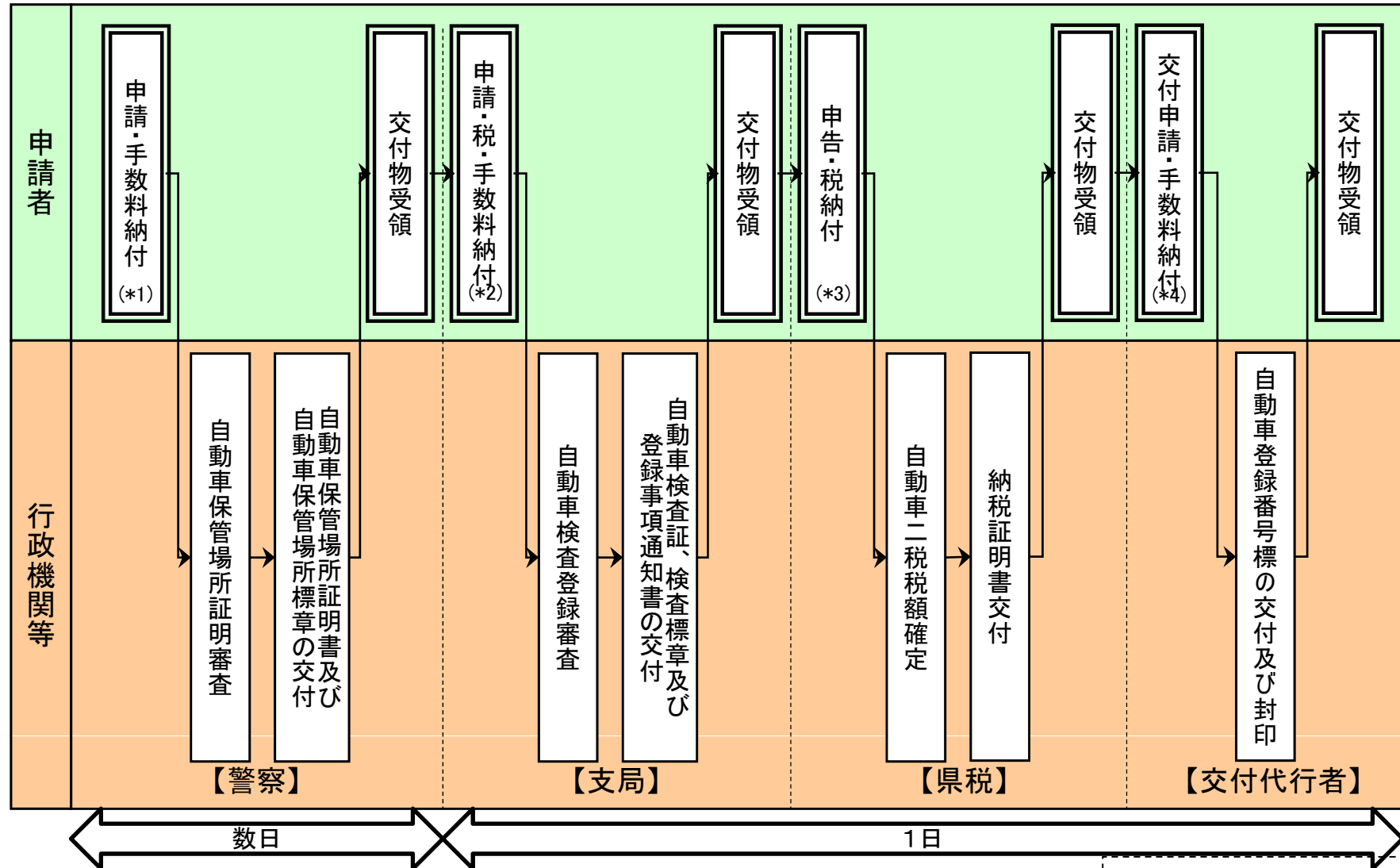
ワンストップサービス新工程の概略



新規登録の流れ

【資料3】

(1) 窓口申請(図中二重線囲み部分が出頭を要する部分)



(*1)保管場所証明申請手数料(警察)、保管場所標章交付手数料(警察)を証紙により支払

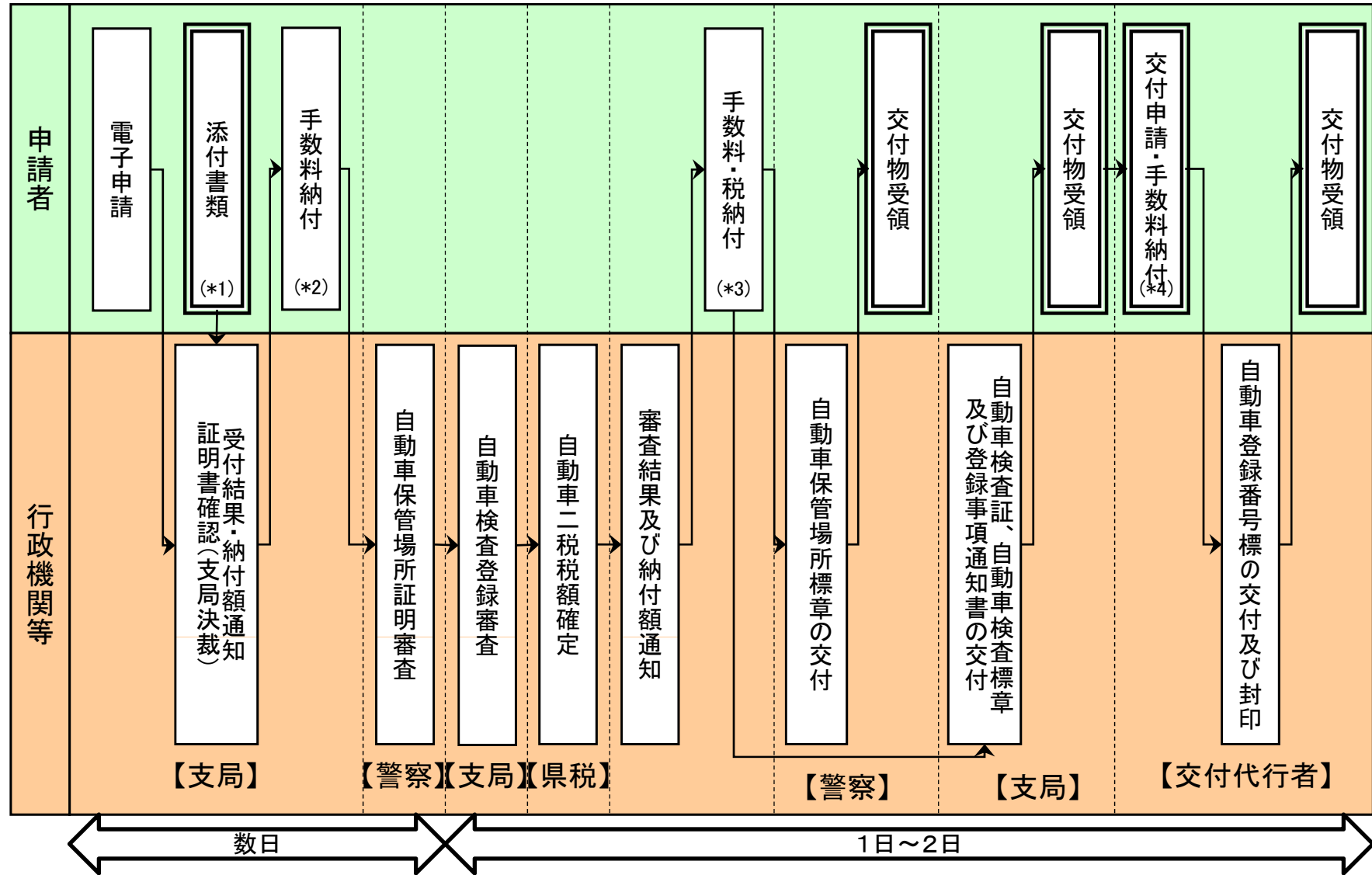
(*2)自動車検査登録手数料(運輸支局)、自動車重量税(運輸支局)を印紙により支払

(*3)自動車税(県税)、自動車取得税(県税)を印紙により支払(現金納付の地域もある。)

(*4)自動車登録番号標交付手数料(交付代行者)を現金により支払い。(希望番号の場合にはクレジットカード等で事前支払い。)

本人申請の場合の窓口来訪
回数は5回
(申請書・申告書の入手、印紙の
購入により回数が増える可能性が
ある。)

(2) OSS申請(図中二重線囲み部分が出頭を要する部分)



(*1)一部の代行申請者(代理人)を活用する一括申請システムを利用する場合、印鑑登録証明書(所有者、使用者)、紙の委任状(所有者、使用者)を運輸支局に持ち込む。

(*2)保管場所証明申請手数料(警察)、自動車検査登録手数料(運輸支局)を電子決済(ペイジー)により支払い。

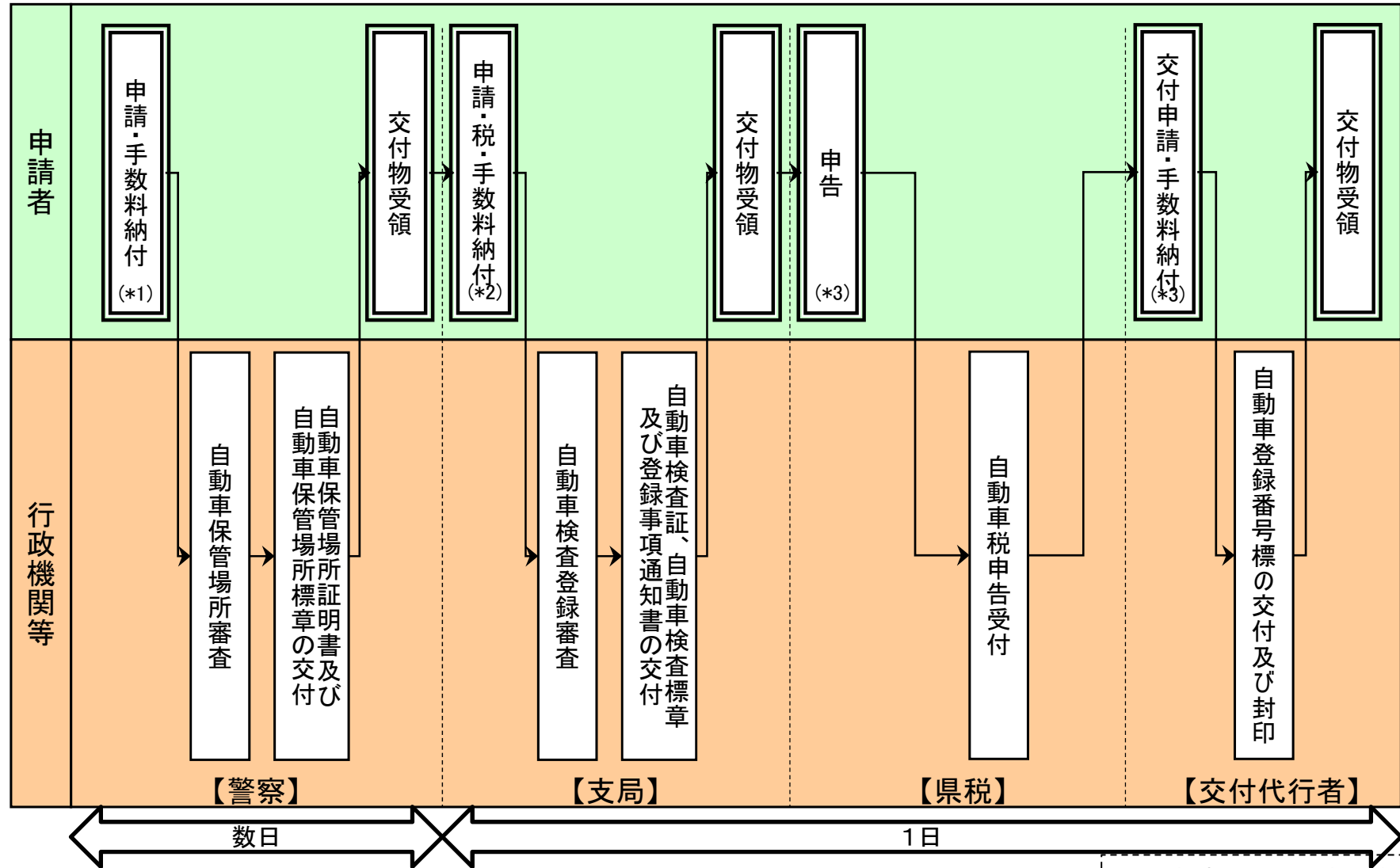
(*3)自動車重量税(運輸支局)、自動車税(県税)、自動車取得税(県税)、保管場所標章交付手数料(警察)を電子決済(ペイジー)により支払い。

(*4) 自動車登録番号標交付手数料(交付代行者)を現金により支払い。(希望番号の場合にはクレジットカード等で事前支払い。)

本人申請の場合の窓口来訪回数は3回

変更登録の流れ

(1) 窓口申請(図中二重線囲み部分が出頭を要する部分)



(*1) 保管場所証明申請手数料(警察)、保管場所標章交付手数料(警察)を証紙により支払

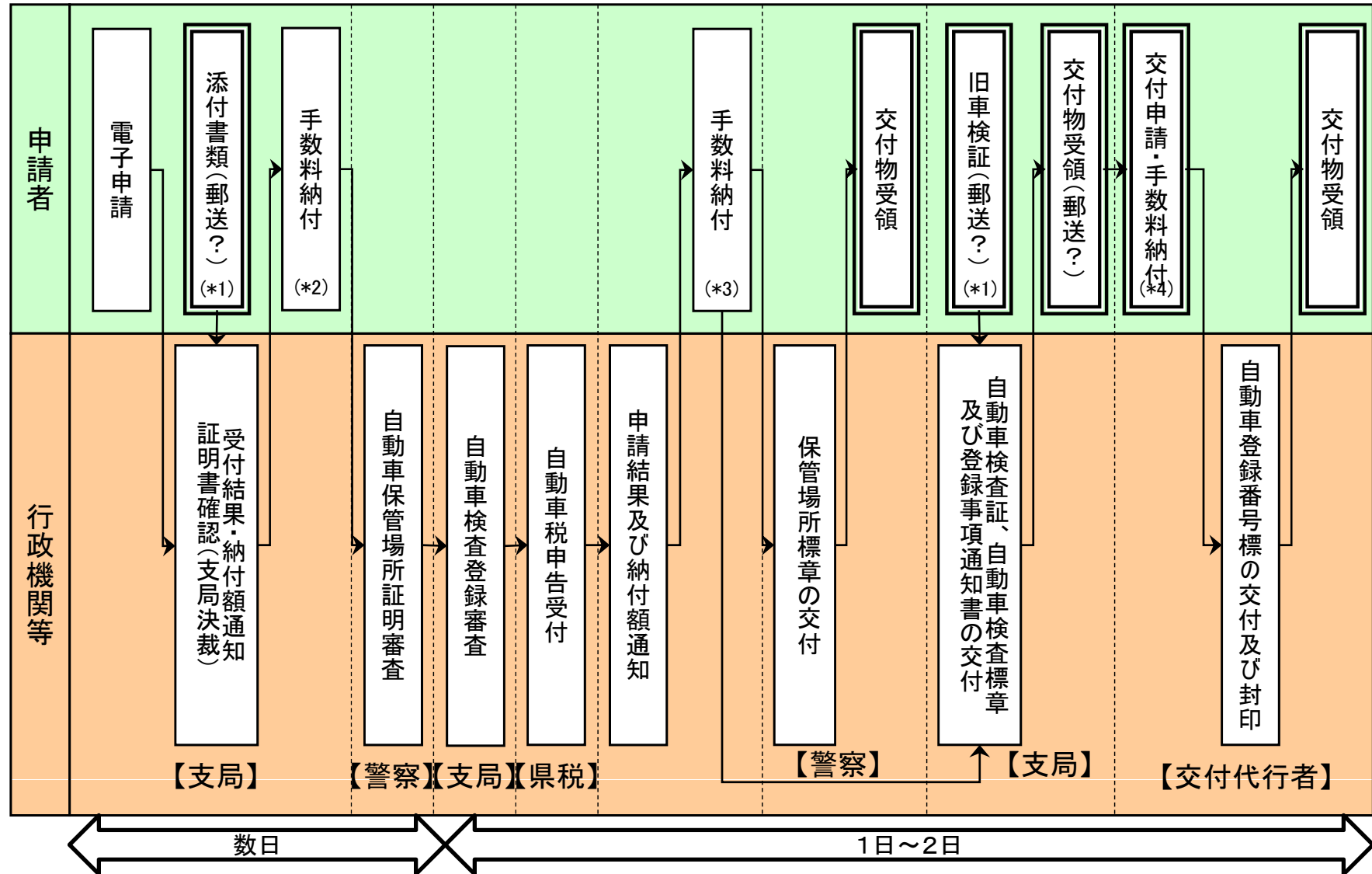
(*2) 自動車検査登録手数料(運輸支局)、自動車重量税(運輸支局)を印紙により支払

(*3) 自動車税(県税)、自動車取得税(県税)を印紙により支払(現金納付の地域もある。)

(*4) 自動車登録番号標交付手数料(交付代行者)を現金により支払い。(希望番号の場合にはクレジットカード等で事前支払い。)

本人申請の場合の窓口来訪回数は5回
(申請書・申告書の入手、印紙の購入により回数が増える可能性がある。)

(2) OSS申請(図中二重線囲み部分が出頭を要する部分)

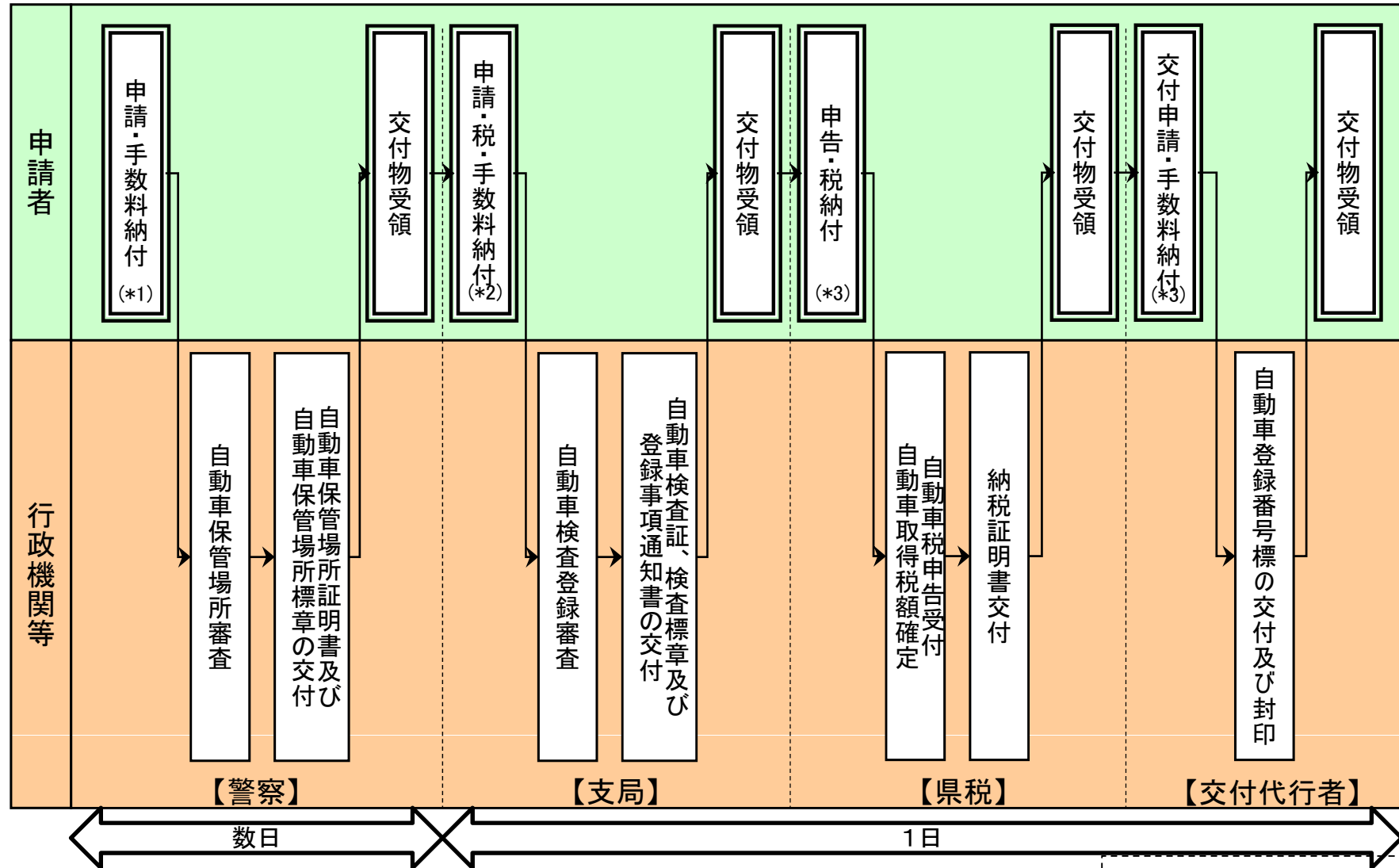


- (*1) 印鑑登録証明書(所有者、使用者)、紙の委任状(所有者、使用者)を申請後すぐに運輸支局に持ち込む(又は郵送)。また、自動車の運行の制限を最小限とするため、旧の自動車検査証は手数料納付後にすぐに運輸支局に持ち込む(又は郵送)。
- (*2) 保管場所証明申請手数料(警察)、自動車検査登録手数料(運輸支局)を電子決済(ペイジー)により支払い。
- (*3) 保管場所標章交付手数料(警察)を電子決済(ペイジー)により支払い。
- (*4) 自動車登録番号標交付手数料(交付代行者)を現金により支払い。(希望番号の場合にはクレジットカード等で事前支払い。)(ナンバープレートの変更が無い場合にはこれ以降の手続きは不要。)

本人申請の場合の窓口
来訪回数は1回~4回
(郵送の有無、ナンバー
プレートの変更有無によ
り異なる。)

移転登録の流れ

(1) 窓口申請(図中二重線囲み部分が出頭を要する部分)



(*1)保管場所証明申請手数料(警察)、保管場所標章交付手数料(警察)を証紙により支払

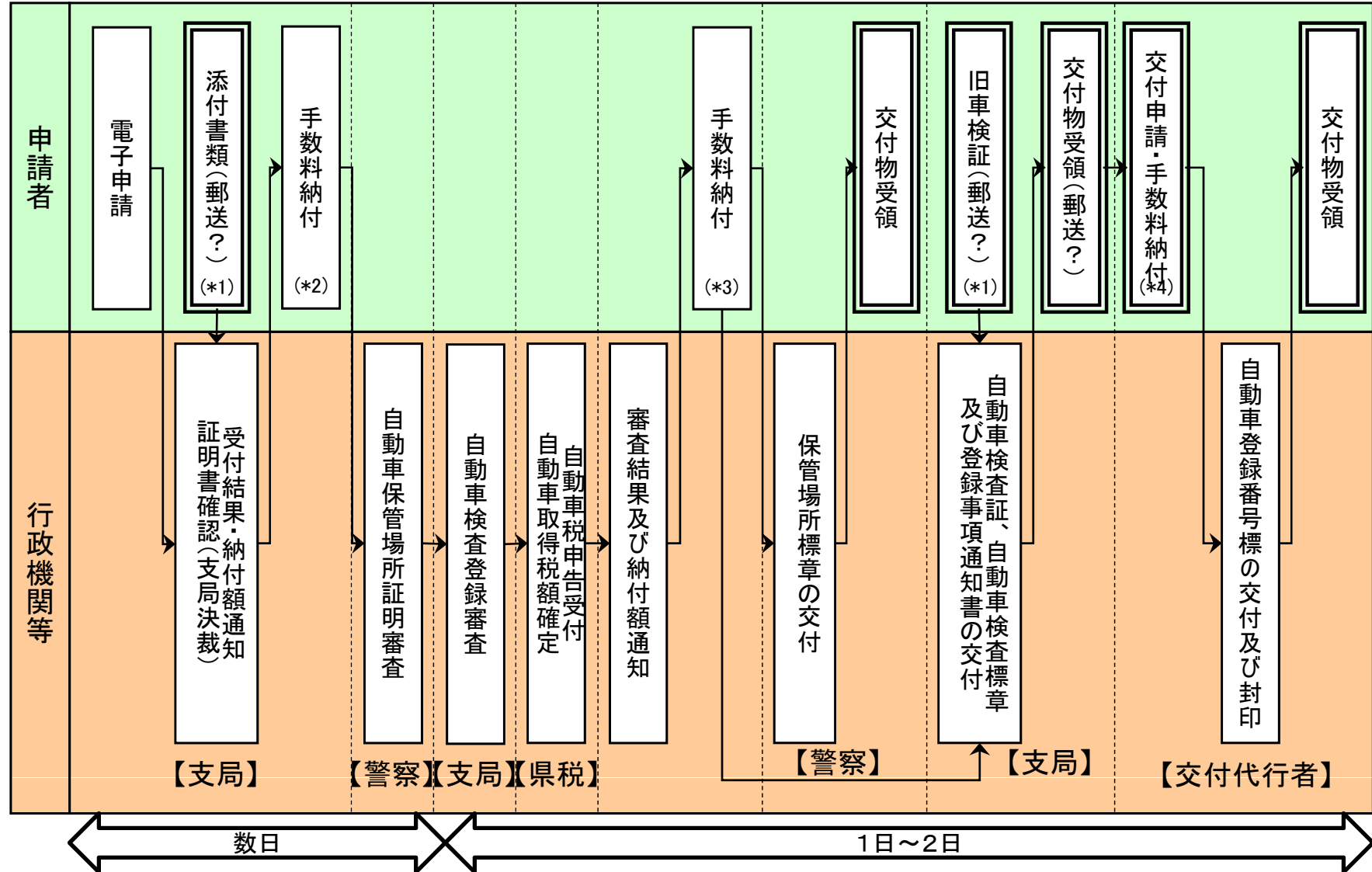
(*2)自動車検査登録手数料(運輸支局)、自動車重量税(運輸支局)を印紙により支払

(*3)自動車税(県税)、自動車取得税(県税)を印紙により支払(現金納付の地域もある。)

(*4)自動車登録番号標交付手数料(交付代行者)を現金により支払い。(希望番号の場合にはクレジットカード等で事前支払い。)

本人申請の場合の窓口来訪回数は5回
(申請書・申告書の入手、印紙の購入により回数が増える可能性がある。)

(2) OSS申請(図中二重線囲み部分が出頭を要する部分)



(*1) 印鑑登録証明書(所有者、使用者)、紙の委任状(所有者、使用者)を申請後すぐに運輸支局に持ち込む(又は郵送)。また、自動車の運行の制限を最小限とするため、旧の自動車検査証は手数料納付後すぐに運輸支局に持ち込む(又は郵送)。

(*2) 保管場所証明申請手数料(警察)、自動車検査登録手数料(運輸支局)を電子決済(ペイジー)により支払い。

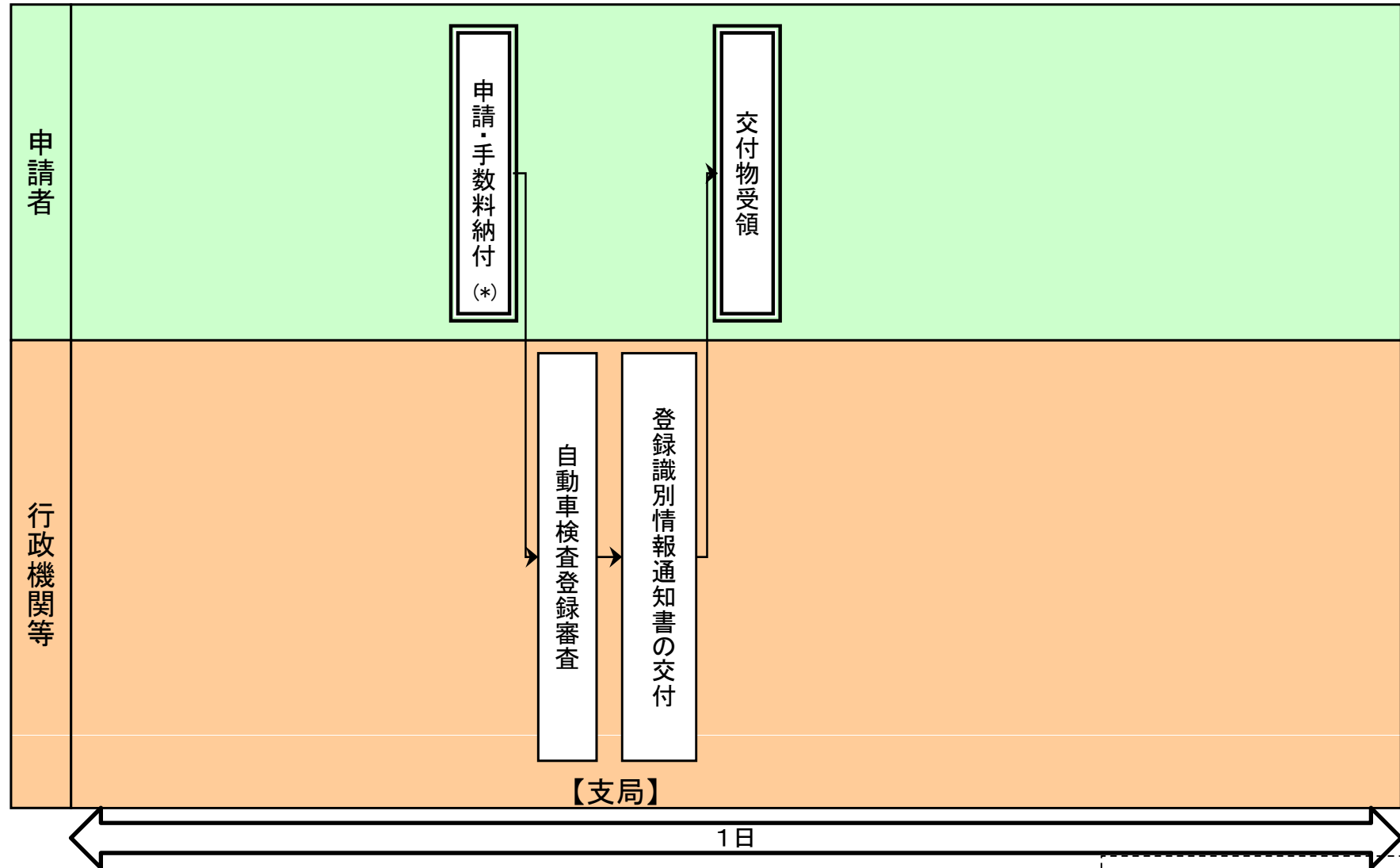
(*3) 自動車取得税(県税)、保管場所標章交付手数料(警察)を電子決済(ペイジー)により支払い。

(*4) 自動車登録番号標交付手数料(交付代行者)を現金により支払い。(希望番号の場合にはクレジットカード等で事前支払い。)(ナンバープレートの変更が無い場合にはこれ以降の手続きは不要。)

本人申請の場合の窓口
来訪回数は1回~4回
(郵送の有無、ナンバー
プレートの変更有無によ
り異なる。)

抹消登録の流れ

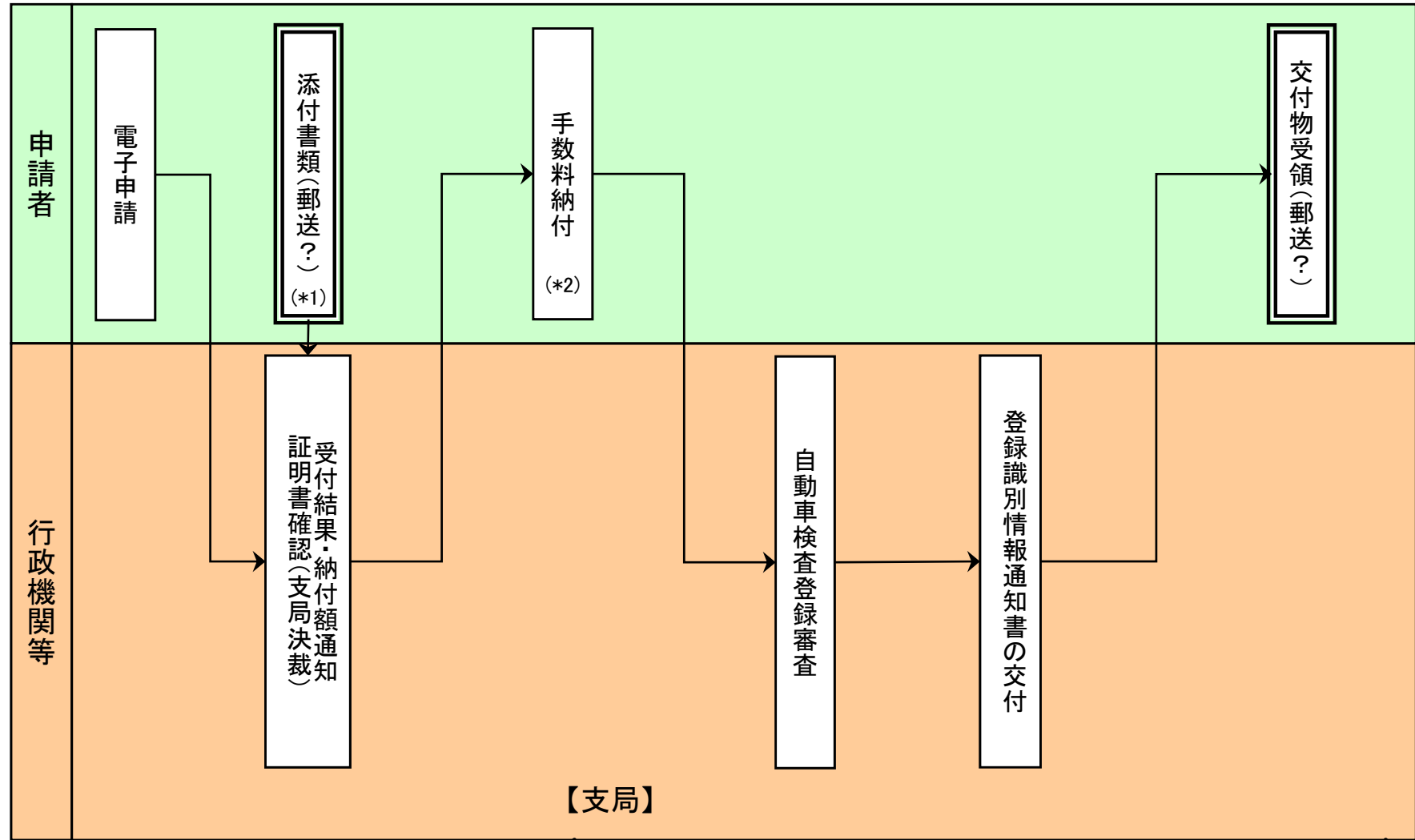
(1) 窓口申請(図中二重線囲み部分が出頭を要する部分)



(*) 自動車検査登録手数料(運輸支局)を印紙により支払

本人申請の場合の窓口来訪
回数は1回
(申請書・申告書の入手、印紙の
購入により回数が増える可能性が
ある。)

(2) OSS申請(図中二重線囲み部分が出頭を要する部分)



(*1) 印鑑登録証明書(所有者、使用者)、紙の委任状(所有者、使用者)、自動車検査証、ナンバープレートを運輸支局に持ち込む(又は郵送)。

(*2) 自動車検査登録手数料(運輸支局)を電子決済(ペイジー)により支払い。

本人申請の場合の窓口
来訪回数は1回~2回
(郵送の有無により異なる。)

OSS申請に必要な環境

ホームページを用いた本人申請の場合	一括申請システムを活用した代理人申請の場合
<ul style="list-style-type: none"> ● 住民基本台帳カード ● 住民基本台帳カードへの電子証明書の導入 ● 住民基本台帳カードに対応したICカードリーダー ● 以下に該当するパソコン <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットに接続できるパソコン ・OS: WindowsXP (SP3以上) WindowsVista (SP1以上) ・Internet Explorer 6.0 (SP1以上) ・Internet Explorer 7.0 ● インターネットバンキングができる口座 ● 以下の各種ソフトウェアの設定 <ul style="list-style-type: none"> ・公的個人認証サービス利用者ソフトのインストール ・安全な通信を行うための証明書の取得とブラウザへの設定 ・Java実行環境(JRE(注1))のインストール、アプレット^(注2)環境設定プログラムのインストール 	<ul style="list-style-type: none"> ● 委任状 ● 印鑑登録証明書 <p style="text-align: center;">(左記と同等の環境を代理人において用意)</p>

その他の申請にかかる添付書類等は同じ

注1: JREとは、JAVA言語(プログラム言語の一種)で作成されたソフトウェアをパソコン上で実行するために必要なソフトウェア。JAVAの権利を有しているオラクル社のホームページより通常は無償でダウンロードができる。

注2: アプレットとは、ホームページを閲覧するソフトウェアであるブラウザ(インターネットエクスプローラ等)上で実行される、JAVA言語で作成されたソフトウェアのことである。この方式により、申請に当たって必要な情報の暗号化、電子署名等の必要な措置を、新たなソフトウェアをインストールすることなく申請者のパソコンのなかで行うことが可能となる。

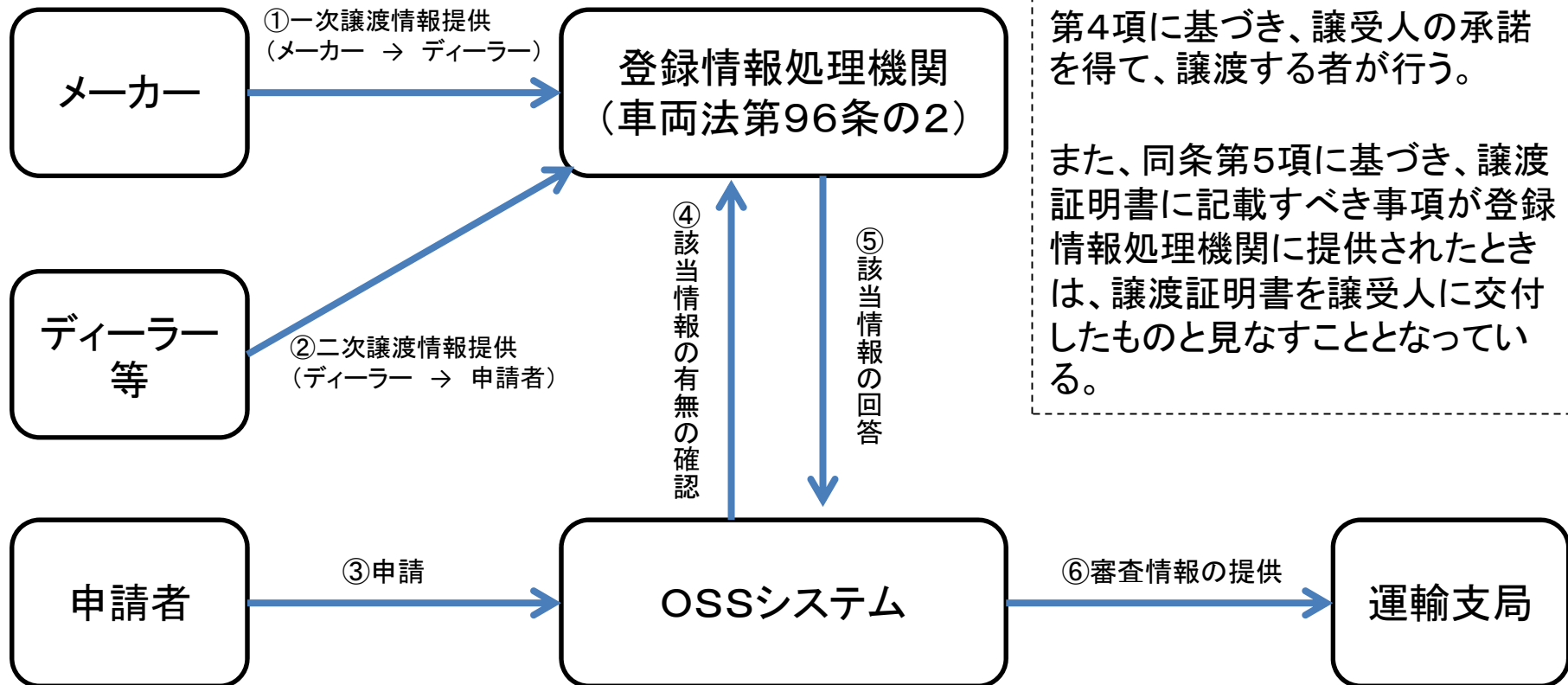
<前提条件>

所有者と使用者が同一である車両の場合

自動車登録制度の添付書類

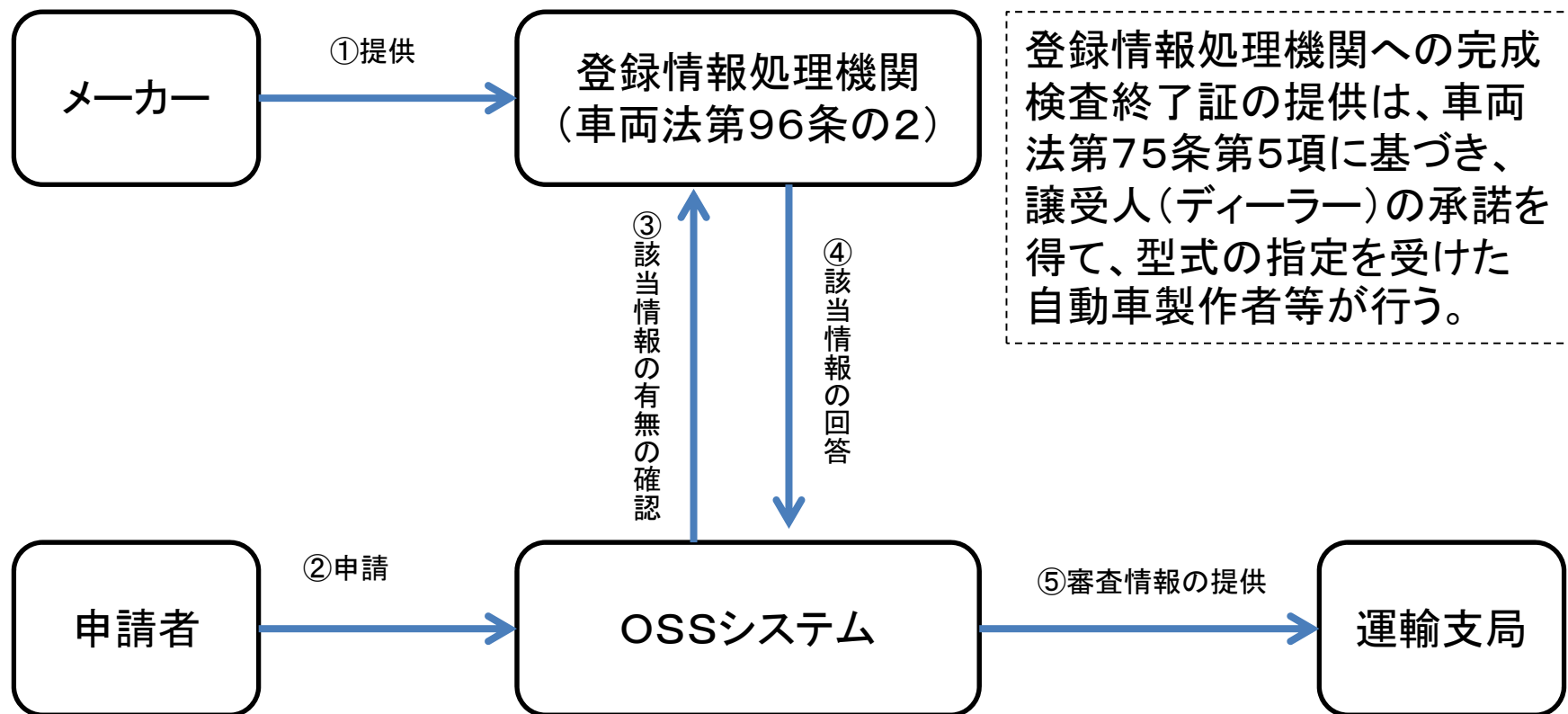
添付書類		新規	変更	移転	抹消	オンライン申請上の対応の方向性、課題等
現所有者	印鑑登録証明書		○ (代理申請の場合)	○	○	実印による本人確認方法とする場合、印鑑登録証明書を省略できない。仮に、氏名、住所等の情報について、住基ネット等の情報とOSSでの申請書情報とを電子的に突合すれば、実印による本人確認の代替手段になるのではないか。
	住民票の写し		○ (本人申請の場合)			住民票コードの提出を求めることにより、住民票の写し自体の提出を省略できるのではないか。仮に、氏名、住所等の情報について、住基ネット等の情報とOSSでの申請書情報とを電子的に突合すれば、実印による本人確認の代替手段になるのではないか。
	委任状 (代理申請の場合)		○	○	○	自動車登録令上は、委任状への実印押印にかかる規定はないが、これまでの慣例として、委任状への実印押印及び印鑑登録証明書の提出により、申請の真正性を確認している。
新所有者	印鑑登録証明書	○		○		実印の押印及び印鑑登録証明書の提出が必要であるとした場合、印鑑登録証明書を省略できない。仮に、氏名、住所等の情報について、住基ネット等の情報とOSSでの申請書情報とを電子的に突合すれば、実印による本人確認の代替手段になるのではないか。
	住民票の写し					住民票の写しでもよい場合においては、住民票コードの提出を求める等により、紙の提出を省略できるのではないか。仮に、氏名、住所等の情報について、住基ネット等の情報とOSSでの申請書情報とを電子的に突合すれば、実印による本人確認の代替手段になるのではないか。 登録権利者の提出すべき書類は、印鑑登録証明書ではなく、住民票の写しとしても良いの
	委任状 (代理申請の場合)	○		○		自動車登録令上は、委任状への実印押印にかかる規定はないが、これまでの慣例として、委任状への実印押印及び印鑑登録証明書の提出により、申請の真正性を確認している。なお、不動産登記の登録権利者等他の手続では、実印押印及び印鑑登録証明書の提出を必ずしも求めている。
現使用者	印鑑登録証明書		○ (代理申請の場合)	○ (代理申請の場合)		実印の押印及び印鑑登録証明書の提出が必要であるとした場合、印鑑登録証明書を省略できない。仮に、氏名、住所等の情報について、住基ネット等の情報とOSSでの申請書情報とを電子的に突合すれば、実印による本人確認の代替手段になるのではないか。
	住民票の写し		○ (本人申請の場合)			住民票の写しでもよい場合においては、住民票コードの提出を求める等により、紙の提出を省略できるのではないか。仮に、氏名、住所等の情報について、住基ネット等の情報とOSSでの申請書情報とを電子的に突合すれば、実印による本人確認の代替手段になるのではないか。
	委任状 (代理申請の場合)		○	○		自動車登録令上は、委任状への実印押印にかかる規定はないが、これまでの慣例として、委任状への実印押印及び印鑑登録証明書の提出により、申請の真正性を確認している。なお、所有権に関わらない登録の場合には、委任関係の成立確認に、実印までを求める理由があるのかどうか、検証してもよいのではないか。
新使用者	印鑑登録証明書	○ (代理申請の場合)		○ (代理申請の場合)		実印の押印及び印鑑登録証明書の提出が必要であるとした場合、印鑑登録証明書を省略できない。仮に、氏名、住所等の情報について、住基ネット等の情報とOSSでの申請書情報とを電子的に突合すれば、実印による本人確認の代替手段になるのではないか。
	住民票の写し	○ (本人申請の場合)		○ (本人申請の場合)		住民票の写しでもよい場合においては、住民票コードの提出を求める等により、紙の提出を省略できるのではないか。仮に、氏名、住所等の情報について、住基ネット等の情報とOSSでの申請書情報とを電子的に突合すれば、実印による本人確認の代替手段になるのではないか。
	委任状 (代理申請の場合)	○		○		自動車登録令上は、委任状への実印押印にかかる規定はないが、これまでの慣例として、委任状への実印押印及び印鑑登録証明書の提出により、申請の真正性を確認している。なお、所有権に関わらない登録の場合には、委任関係の成立確認に、実印までを求める理由があるのかどうか、検証してもよいのではないか。
自動車検査証		○	○	○	制度変更をしない場合には、自動車検査証の返納が必要。	
譲渡証明書 (所有権の移転に関する登録原因証明情報として)	○			○	譲渡人が譲渡証明書を登録情報処理機関に提供できる体制にある場合には、譲受人の承諾を得て、実印の押印が無い譲渡証明書でも、有効なものとして用いることができる。(別紙参照) なお、そのような体制がない、個人間の譲渡証明書については、実印の押印が必要であるため、譲渡証明書及び印鑑登録証明書を省略できない。	
完成検査終了証	○				窓口申請及びOSS申請の両者において、電子化されており、物の介在はない。(別紙参照)	
自動車賠償責任保険証明書	○				OSS申請においては、電子化されており、物の介在はない。(別紙参照)	

OSSにおける譲渡証明書の流れ



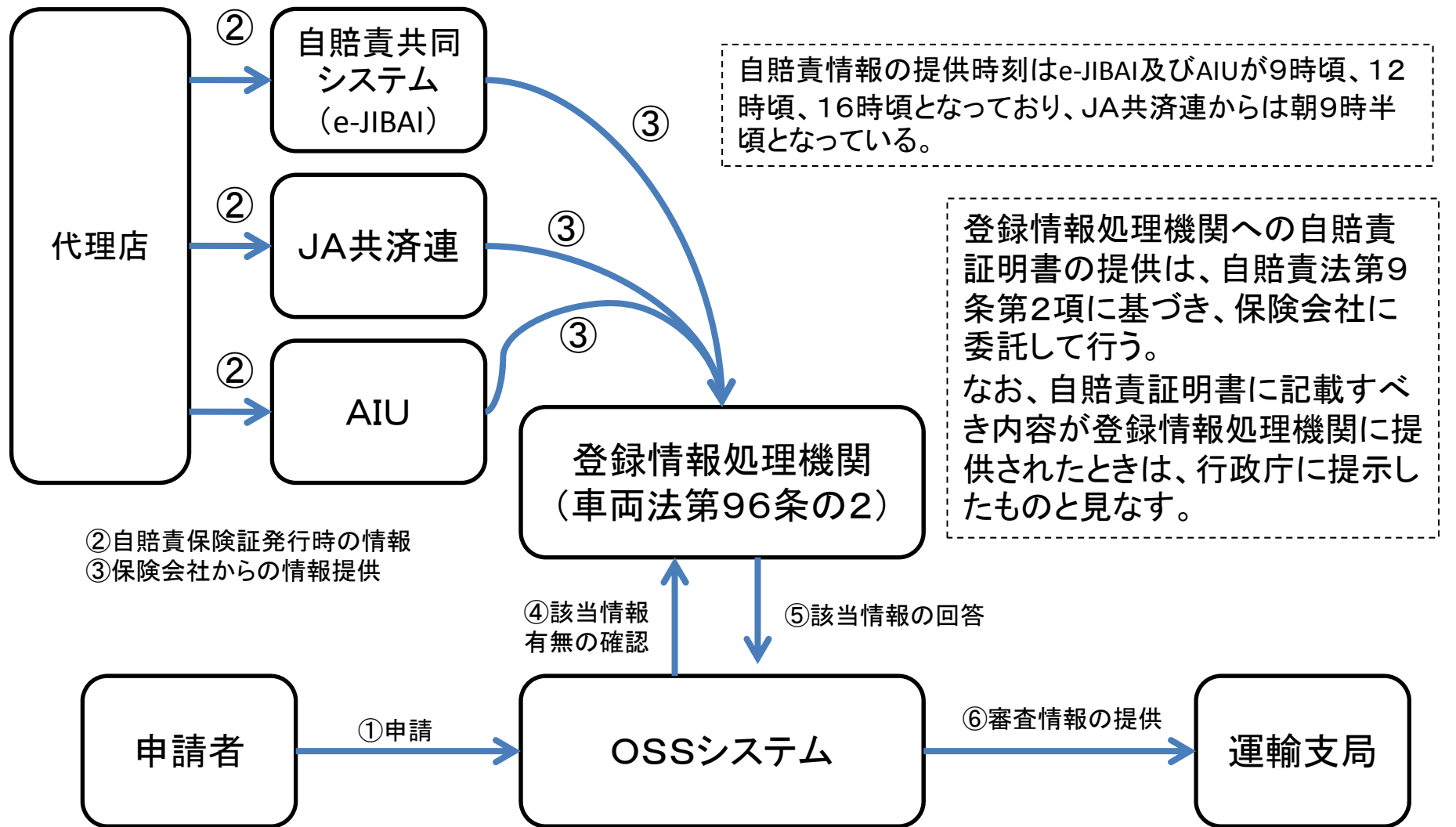
②及び③の順序は前後してもよい。

OSSにおける完成検査終了証の流れ



メーカーからの提供は譲渡証明書の提供と同時に行われる。
①と②の順序は前後してもよい。

OSSにおける 自動車損害賠償責任保険証明書の流れ



①～③の順序は前後してもよい。

自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）に関する要望

自動車保有関係手続のうち自動車の登録手続に関する要望は以下の通り

<行政書士団体からの要望>

1. 現在ホームページ上からの本人申請及び代理人申請では、申請に係る関係者全ての電子署名をもとめており、住基カードが必須となっている。OSSを推進するには、一部の代理人申請において実施している住基カードを用いずに印鑑登録証明書を別送する方式を本人申請にも可能できるシステムを導入すべき。

2. 本人確認については、オンライン申請促進の観点から、資格者代理人制度（※）の導入を検討すべき。

※本人確認を印鑑登録証明書等の原本を用いて有資格者が行った上で、申請には有資格者が確認した旨を記載して行い、原本の添付は省略する制度。なお、確認に用いた原本は一定期間当該有資格者が保管することとなる

3. OSSでは他府県申請が増えるが、他府県封印が困難である現状においては、現車持込の場面が生じている。この運輸支局への現車持込を減らすため、甲種の名において行う行政書士による出張封印の範囲拡大を行うべき。

4. 保管場所証明手続と自動車検査登録手続は別の行政手続であるので、これを切り離し、例えば紙の保管場所証明を用いて自動車登録手続の電子申請を可能としてはどうか。

<リース協会からの要望>

1. 一部地域でのみ稼働している現状では、全国的な業務を行っているリース会社の観点からはOSSを利用するのは非効率であるため、地域拡大を早期に行ってほしい。

2. 変更登録、移転登録及び抹消登録の申請についても、早期に実施してほしい。その際には変更・移転等の原因を証する書面にPDFファイルでの送付を認めるなど、紙の添付書類を減らすような形としてほしい。

3. 継続検査の申請にOSSを活用してほしい。自動車重量税の納付や自賠責保険への加入の確認は、基本的には新車新規登録の際の手続と変わらないため、オンライン化ができるのではないか。

<自動車販売店協会連合会からの要望>

1. OSSに関連して、他府県での封印委託を受けられるようにしてほしい。（第2回で既出）

2. 継続検査をOSS手続の対象としてほしい。

「自動車登録のあり方に関する検討会」に向けて（各運輸局の意見等）

○ 添付書類の更なる簡略化ができないか。

〈制度を維持すべきであるとする意見〉

- ・ 車検証、印鑑登録証明書、譲渡証明書、委任状といった自動車の権利を決定すべき書類の取扱いを簡略化や省略することにより、現在の登録制度が機能しなくなる恐れがあるので、一部の者の都合だけで考えるべきではない。
- ・ 登録制度の所有権公証を行ううえで、譲渡証明書・新旧所有者の印鑑証明書・新旧所有者の委任状の添付は不可欠。不動産と違い、動産である自動車の場合、物件である自動車は不特定な場所を移動することになり、不動産のように物件を押さえることが出来ないのであるから、新所有者についても、印鑑証明書により所有権を確定すべき。登録制度発足時と比べ、自動車の価値が変化して来たが、自動車の価値が下がっている故の安易な自動車譲渡によるトラブルや、インターネットを用いて、それまで全く面識のない相手に自動車を譲渡するようなケースが増えており、印鑑証明書を求めることによる現行の登録制度が、トラブル発生の防止になっていることが明らかである。
- ・ OSSでの移転登録、変更登録等の処理方法がわからない中で解決策は考えつかない。（車検証なしで登録官はどう判断し処理をするのかイメージが湧かない。）
ただ、ディーラー所有の所有権解除申請（移転登録）だけは、OSS申請に限り所有者の印鑑証明も譲渡証明書も委任状も簡略化することは可能ではないかと思われる。
- ・ 登録識別情報をもっと進めばよいが、そうでない場合は、所有者などの記載がなければ継続検査や名義変更の際に、真の申請人からの依頼かどうか判断出来ないことから、整備・販売業界の混乱を招くのではないか。
- ・ 正当な所有者、使用者かどうかがわからなくなり、自動車の取引に混乱を生じることとなり、流通の面からも問題。
- ・ ユーザーに登録手続きの説明をする際は自動車検査証の記載事項を基に説明を行っていることから、登録ファイルと自動車検査証の内容が符合しないことは申請時のトラブルの原因となりかねない。
- ・ 現行の自動車検査証には、所有者、使用者、車検の期間等が記載されており、自動車の売買や警察の取り締まり等の際に不可欠のものであり、記載事項の簡略化は不正の原因となる可能性がある。
- ・ 現在、Bタイプ自動車検査証について、再出力により新記事記載を要求する申請者が多い（今現在の時点では制度概要を説明したにも係わらず申請者全員が一人の例外もなく要求）。自動車検査証の記載事項等を、公共機関の手続が終了した事に対する担保として認識している申請者及び代行業者が大変多く、印字省略が申請者負担軽減には繋がらない可能性が低くないのではないか。
- ・ 自動車検査証の記載省略については、現在所有権の公証を行ったうえで登録ファイルに記録されている事項により執行している、都道府県による自動車税等の徴収、警察による事件・捜査等に多大な支障が出ると考えられる。
- ・ 継続検査における有効期間の更新、登録手続きにおける自動車検査証への所有者・使用者等の記入は、当該自動車の所有者・使用者にとっても必要なことと考えます。自動車

を所有する以上、課せられて義務を遂行するための負担は義務として負うべきと考えます。

- ・自動車検査証の備え付け義務を免除すると、それが常態化する可能性が出てくるのではないのでしょうか。
- ・「申請期間中は自動車検査証の備え付け義務を免除する方式」とあるが、警察の検問時の対処等、本当に申請中なのかどうかを的確に出来るのか。
- ・申請期間中の備え付け義務を免除した場合、申請期間中により自動車検査証を備え付けていないのかどうかはわからないため、その確認方法をどうするかという問題が生じる。
- ・申請期間中の自動車検査証携帯免除規定を設けた場合、申請期間外の自動車検査証携帯義務との時間境界が不明となる事は明白である。交通事故等の折に現場処理を行うなどする際に、警察へ呈示できない時の対応など国土交通行政以外への対応も検討が必要となる可能性がある。
- ・旧の自動車検査証の回収は申請と同時に必要と思われます。後日返納を認めると紛失の場合の整合性の取扱いや回収不可能となることが考えられます。また、回収できない場合には新旧の区別がつかないことも想定され、後日トラブルとなることも想定されます。
- ・「旧の自動車検査証の返納を受ける前に新の自動車検査証を交付しその後直ちに旧の自動車検査証の返納を受ける方式」とあるが、旧の自動車検査証の返納が確実にされるかが、非常に不安である、また、新の自動車検査証と旧の自動車検査証とが、短期間とはいえ、2通交付されている状態は如何なものか。
- ・未回収が心配され、それに伴う業務負担が増えることが考えられる。
- ・後返しにしても、結局、申請者側の返納の手間は発生するのではないか。
- ・現在の支局・検査登録事務所の体制では、旧自動車検査証の回収作業に対応するのは困難である。
- ・一両につき、複数の検査証が存在することになり、不正の原因となる恐れがある。
- ・後からの返納とした場合、返納しない者が多数出てくる可能性があり、最終的には登録制度の崩壊に繋がる恐れがある。
- ・旧自動車検査証の返納につき何も担保がなければ郵送等であっても返付率は維持できないと思われる。しかし返納期間経過後の罰則にて対応するのは逆に申請者方への過負担となるのではないか。二重登録防止の観点から厳重かつ慎重であるべき。
- ・現行で住所等の変更登録実施の状況から考えて、旧自動車検査証の回収が順調に行えるとはとても思えない。また、1台の車に2枚の自動車検査証が存在することで、2重登録等不正事案の発生が考えられる。
- ・現行においては、車検証後返しが、ベターの方法であるかと思われるが、過去においては、返納されなかったり、旧車検証を使用したりとトラブルの発生があり、最善とまでは言えない。
- ・譲渡証明書・委任状の簡略化とは具体的にどのような方法にすることができるのか想定できません。
- ・譲渡証明書は、売買契約書等に比べたら、簡略であり妥当と思われる。

〈制度改善の余地があるとする意見〉

- ・ O S S 利用拡大のために書類の簡略化を検討することは問題ないとするが、通常の申請と添付書類に違いが生じる。これを一般ユーザーに納得させることが出来るか非常に疑問である。登録申請においては、出頭回数の減は可能と考えるが、一度も出頭しない手続きは困難であると考えます。(郵送であれば可能と考えますが、車検証の送付に伴う運行用件の緩和等は難しいと思われます。) O S S の導入当初からの考え方は、登録、車庫証明書及び税申告の手続きがひとつの申請で全て完結することを目的としています。したがって、個人認証の拡大が前提となり、申請件数及び手続き種別の拡大が困難となっているものと考えます。利用率の拡大のため(ユーザー利便の向上のため)には、O S S を活用して、登録、車庫証明書、税申告を個別の申請として認めることを検討してはどうか。

例1. 車庫証明書のみを事前に O S S で申請 → 登録書類は窓口へ提出

→ 車庫証明の審査は自動的にチェック(新規、移転、変更)

- ※ 警察署へ出向く回数が減、仮に支局若しくは関係団体等での標章の交付が可能になると警察署への出頭も必要なし。

事前に O S S で税申告も行っておくことで税の申告も不要。自動車取得税が発生する場合は、事後に納付書を発送しても良いのでは?

共同申請すべきものを個別に申請させ O S S で合体し、ひとつの申請とすることも検討してはどうか。

例2. 認証を持つものは O S S で申請 → 認証を持たないものは窓口申請

(仮に、ディーラー)

(仮に、個人)

移転登録の登録名義人である法人認証を持つディーラーは O S S で申請し、登録権利者である個人は印鑑証明書を窓口へ持参(車庫証明は持参でも O S S でも可)

- ※ 旧所有者は、O S S で申請、新所有者は、窓口へ印鑑証明書等を持参し申請する。

旧所有者は、ディーラーへ出向く必要なし。書類紛失の心配もなくなる。ディーラーは、自社の印鑑証明書を交付する必要がなくなる。

事前に O S S で、警察署、税事務所への申請を行えば役場と支局のみに出向くことで手続きが完了する。また、登録義務者のディーラーは、個別の申請法人認証を使用することで、譲受人を特定することが可能で、譲渡証明書の提出が不要となる。抹消登録でディーラー(法人認証あり)所有の場合、事前に O S S で抹消登録申請、使用者が車検証及び登録番号標を持参した段階で登録完了。

- ※ ディーラーは、自社の印鑑証明書を交付する必要がなくなる。使用者は窓口での書類の作成時間等が短縮される。

上記の全てが可能かは不明であるが、大幅な手続き緩和の可能性が考えられるのではないかと。

- ・ 所有者、使用者、使用の本拠の位置を省略した登録番号、諸元、有効期限等の検査関係事項のみを記載した検査証とし、新規検査と継続検査時のみ交付するものとする。また、検査証に I D 番号記及びパスワードを記載し、ホームページのサイトからその I D とパスワードにより所有者、使用者が現在の状況を確認できるようなシステムを構築する。
- ・ B タイプについては、車検証の信憑性を保つために、現行の車検証備考欄に旧所有者が出力され、使用されているケースは問題があり、何らかの改正をすることが望まれる。最初に思いつくのは、登録証と検査証を別々にし、携行し易いようにコンパクト化(B

6か免許証サイズ程度) することであるが、次期システム更改には、間に合わないと思われる。

- ・ 車検証の備え付け義務の免除については許容できると考えます。 何をもって証明とするかが問題です。それ以外は現実離れしているものと思慮します。何が正しい車検証なのか判断できなくなり、商取引にも影響すると考えます。添付書類の簡略化ができる箇所を考察すると、「車検証」、「印鑑証明書」、「実印の押印」、「車庫証明書」くらいかと思慮します。所有権の公証を確保するためには「印鑑証明書」、「実印の押印」は簡素化できないものと思慮します。また、「車庫証明書」を簡素化して軽自動車のように「事後届出」などにしてしまうと、OSSのメリットそのものが享受できなくなるものと思慮します。
- ・ 申請期間中は、運行の際にコピーを携行することにより可能と思われる。
- ・ 検査標章の表示又は自動車検査証の写しでも良いのではないか。
- ・ 道路運送車両法第66条の改正をせずに施行規則により、適合証や臨時運行許可証のようなものをOSS申請時に出力する。 その内容としては、使用者名、有効期間、諸元等を記載したもので、これの交付をすることを定め、返納は不要とする（申請期間は短いことからここまではする必要はあるのかという問題があります）。
- ・ 軽自動車の検査証返納証明のように、登録識別情報通知書（or 車検証）に譲渡欄を作成し活用する方法もある。
- ・ ディーラー方式または、代行センター方式によらないOSS申請によりユーザーが直接申請するようになれば、委任状は不要となるのではないか。
- ・ 簡略化の一つとして、登録令第14条第1項2号（第三者の同意等）の廃止を検討してはどうか。
- ・ 登録令第10条の共同申請は、抵当権を設定する場合のみが必要であると考えられ、削除（見直し）することで、移転登録の旧所有者の申請は不要とすれば良いのではないか。 元々、法第13条の申請者は登録権利者である新所有者の申請で事足りるものと思料するが、旧所有者の委任状を不要とすることのみが簡略化となるのかは、いかがなものでしょうか。

〈制度改善については時期尚早とする意見〉

- ・ OSSの利用拡大は実際に全部の窓口で導入が可能となった段階で論ずるべきではないか。未稼働県の導入が予定どおりいくとは限らない。
- ・ 一旦、簡素化等の緩和をしてしまうと、簡単には元に戻せないのは過去の例をみても明らかであるため、十分な時間をかけて検討する必要があると思う。

○ 実印及び印鑑登録証明書を求めている本人確認方法について、代替手段はないか。

〈制度を維持すべきとする意見〉

- ・ 印鑑証明書の提出と実印の押印については信憑性の確保の手段として有効であり、代替手段は考えられず、これは最低限の担保と思われます。
- ・ 「また、更なる簡略化を意図して、実印等の提出を求めない方式であって、かつ、自動車

の所有権を争い無く管理することを可能とする方策はないか。」とあるが、本人の意思確認としては実印ではないか。認印は、100円ショップ等どこでも入手できる。

- ・住基カード以外で効率化できる方法を思いつきません。国民一人一人に番号が付与され、かつ、個人が自分自身のパスワードを定期的に変更するなどして、公的機関がそれを管理するような社会になれば、インターネット上で本人を確認できるものと推測します。不動産登記の取扱いで問題が生じていないかどうか気になります。現実性を優先するのであれば、「印鑑証明書」と「実印の押印」は欠かせないものと思慮します。現状の自動車の登録でさえ、「成りすまし」が発生しています。車検証の交付は即日処理で行っています。不動産登記は種類にもよりますが数週間くらいかかると記憶しています。全く同じには扱えないものと思慮します。
- ・自動車は運行することを目的としており、事件や事故の主体となる可能性が大きいことから所有者・使用者責任を明確にする必要性が大きいのではないかと思います。
- ・所有権公証を行っている以上、印鑑証明書以外で本人確認方法はないものと思う。
- ・土地等の不動産に比べ、自動車は動産の性格が強く、このことから、むしろ不動産登記よりも提出書類等は厳格にすべきではないか。
- ・不動産登記と同様に論じることは適当ではないと考える。
- ・提出書類を簡略化すれば、不正登録等が増加する恐れが出てくる。
- ・登録権利者(新所有者)については、実印及び印鑑証明書は省略し住所、氏名のみの確認として住民票でもよいが、登録義務者(旧所有者)の譲渡の意思確認方法はほかにはないのではないか。
- ・自動車の販売を業とする者にとっては、現在行っている印鑑照合制度のように、一定期間毎に印鑑証明を提出させ、ID番号やパスワードを設定し、それにより確認する方法も考えられるが、一般のユーザーは頻繁に車を買換える訳ではないので、必要性は乏しい。
- ・印鑑登録証明書及び実印を提出させる現行の方式が却って、一番効率的ではないか。
- ・当該個人を識別する固有のカード等を新たに設け本人確認する方法等が考えられるが、結局、何らかの手間は発生することから、簡素化にはならないのではないか。
- ・所有権の公証を行うのであれば、譲渡証明書、印鑑登録証明書、委任状は必要である。
- ・『自動車の所有権を争い無く管理することを可能にする方策』となると、今現在ですら紛争がある事を考えれば、窓口への苦情対処等による現場負担が甚大になる事は否めない。
- ・印鑑登録証明書及び実印を求めているのは、登録制度の真正性を保つには、必須のものであると考えられ、自動車は、不動産のように固定された場所に止まっているものではなく、公道を走行するものであり、安全・安心の面からも比較することは適しているとは思われない。また、現行の法では、申請者は新所有者であり、住民票の写しでの提出では登録制度とは言えないのではないか。ましてや旧所有者の保護からも申請者ではないが、これの添付書類についても印鑑登録証明書は不可欠と思慮致します。
- ・現在では、これに変わるものは、住基カードのみと思慮致します。

〈制度改善の余地があるとする意見〉

- ・ [登録義務者について]
 - ① 個人・法人の認証及び車検証のQRコード確認は必要であるが、譲渡情報を電子的にMOTASへ提供できるようにする。これにより、大手ディーラー等については、紙の譲渡証が不要となる。

- ② 登録窓口に IC カードリーダーを備え、個人・法人認証を行なった上で、必要な手続きが出来るよう整備する。
- ③ 上記①②の場合は、本人確認が出来るので、委任状の提出や出頭義務を不要とし、新所有者による手続きのみで可としてはどうか。

[登録権利者について]

不動産登記に倣い、自動車登録手続きにおいても、印鑑証明書添付・実印の押印を省略し、出頭義務も不要とするなど簡素化を図るべき。

- ・登録義務者については、取引の安全性や盗難、不正登録等を防止する観点から従来どおり、本人確認は必要と考えるが、登録権利者については、不動産登記と同様にしても良いのではないか。
- ・インターネットによる懸賞の応募等で事前に会員登録等を行い、パスワード等を取得・変更等が簡単に行われている。新車新規についての譲渡情報が電子的に提供されていることから、登録されている車輛についても事前にパスワード等を申請・取得することにより（パスワードの管理等は事業者の責任において）譲渡情報を電子的に提供することで、譲渡証明書・旧所有者の印鑑証明書・委任状の添付を省略することにも良いのではないか。ディーラー等においては、印鑑証明書の取得代の軽減、支局等においても印鑑証明書添付省略の承認業務の軽減等、業務簡素化にもなるのではないか。
- ・警察庁が推進している IC 免許証の活用が出来ないか。聞くとところによると IC 免許証には、IC チップが埋め込まれていて、警察庁が設置している認証局にインターネット回線で問い合わせ確認する仕組みで、1つの身分証明書のにも使われており、今後拡大する方向と聞いている。住基カードの普及率が低調な中で、車を運転する人は必ず所有しているはずであるので、住基カードに変わる個人認証方法の1つとして、これを活用する方法はないか。
- ・一般的に自動車よりも財産的価値が高い不動産の登記手続きに準じて、登録権利者の印鑑証明書を省略しても問題発生は少ないのではないか。
- ・実印については、運転免許証等本人確認ができる官公署発行の証明書の写しの提出があれば実印の押印を省略してもよいのではないか。
- ・トラブルになるのは登録義務者との争いである点を考えれば、登録義務者の意思が確認（担保）できれば、登録権利者は住民票、認印でもよいのではないか。
- ・登録権利者（例えば新規登録の所有者や移転登録の新所有者等）の印鑑証明書の省略は検討の余地があると考えが、「なりすまし」申請の危険性がある。
- ・新所有者については印鑑登録証明書ではなく、住民票でもよいのではないか。

○ 申請方法及び交付物の受け渡し方法をどのように考えていくか。

〈制度を維持すべきとする意見〉

- ・郵送等による出頭義務の緩和については、申請には多くの申請誤りや記入ミスなどがあり、窓口でもその対応に日常的に苦慮しています。このことから、郵送申請になると、その補正のやり取りに日時を要することや電話や郵送等の事務・経費など、申請者・行政ともに手続き上の負担も考えられる事から、即時性のある現状の取扱いによる出頭申請が望ましい。
- ・郵送による申請対応は現状では対応できません。常に申請に来ている行政書士等の作成

- した書類であっても完璧なものは少なく、何らかの修正等が必要となっています。この状況で郵送を認めた場合には、現場では対応できずに相当な日数が処理までに必要となり、ユーザー利便にはつながりません。
- ・原始的とはいえ、今の出頭主義で、やりとりをするのが一番間違いがないと思われる。また、管理室で行う登録識別情報を活用した車検証情報の一括変更の処理も、支局でシートを投入してみないと登録識別情報が分からない等、トラブルもあることから、できれば、登録識別情報はやめて、まへのやり方に戻したらどうか。長所はもちろんあるが、短所が多いような気がする。
 - ・郵送は記入漏れや誤記入の問題があり、連絡のやりとりなど業務が余計に輻輳する。対応困難。
 - ・本人申請において、添付書類の送付を認めることに特に反対するものではないが、支局における郵送物の受付や交付物の送付は不可能である。近隣の団体等を窓口とした場合には、当然、手数料が発生すると思われ、窓口及び手数料の位置付けの説明は難しいものと考えます。
 - ・郵送申請を受付し不備があった場合、連絡等（時間も要する）でトラブルが多くなる。又、車検証などの交付物を確実に郵送する必要があり書留等の費用がユーザーの負担増となる。
 - ・添付書類の必要性については、所有権公証としての登録の適正性の面から、検討すべきであり、OSSの利用拡大を進める上で障害となっていることを優先的に検討すべきではない。
 - ・登録の適正性を担保する見地から現行どおりとすべきであり、これらを簡略化した場合に発生する種々の問題点等が懸念されるところから簡略化すべきではないと考える。
 - ・郵送による申請を認めれば、書類の不備や手数料に過不足があった場合等に、いちいち本人と連絡を取らなければならなくなる。また、発送等の作業や到着したかどうかのトラブル等の発生も予想されることから、大幅な業務負担増となる。
-
- ・仮に郵送による送付を認めたとしても、従来どおり出頭申請を希望する者も少なからず、存在し続けるであろうことから、複数の業務が発生、業務が煩雑となる。これにOSS申請が加われば、さらに煩雑となる。
 - ・封印制度がある以上、自動車登録番号標が交付されるものについては、封印を受けるため、出頭する必要がある。
 - ・現場サイドからすると、これは絶対無理。現行の制度を大幅に簡素化し登録制度が崩壊するくらいの添付書類であれば考慮する余地はあるが。
 - ・添付書類に不備があった場合の対処が困難である。そもそも日中に連絡がつかないし、文書回答ということでは一方的な案内になるため二度三度のやりとりとなること。
 - ・申請情報と添付書類の突合作業が困難である。現行の一部紙申請を認めた、いわゆるハイブリッドOSSは自販の協力が大前提で、一般申請は誰が作業するのか。現在のハイブリッドOSSは自販の協力と犠牲で成り立っていることを忘れてはいけない。
 - ・事前事後の書類確認や経過確認の電話が大幅に増加する。
 - ・郵送申請を認めてもディーラーや販売店等の窓口申請が大幅に減少するとは思えない。逆に現在の窓口申請の大部分が郵送に回ったら大混乱する。
 - ・「郵送」を申請方法の一つとしても、質問の為だけに来庁する申請者も多い中、郵送窓口を設けることは申請選択肢の拡大を図ることとなり、この為に行政負担を拡大する事に

国民的合意を得られるかは疑問。

- ・申請が不備であった場合についての連絡調整による勤務増大は現状とは比べ物にならない程膨大となりかねない。
- ・出頭出来ない方は、平日昼間に不在である事が多いために出頭出来ない事から、当然の事ながら、日中は連絡しても繋がらないと推定出来る。
- ・郵送による手続き業務については、現在であっても業務が煩雑かつ人員の不足により業務処理が過酷な状況であり、更に郵送業務が増えた場合には、作業工程が増加し現行の人員ではとても処理は不可能。実施するのであれば、職員の増員が不可欠となる。郵送処理を外部委託か嘱託職員による取扱が考えられるが、その場合には個人情報取り扱いや不正の排除をどうするか等の課題が残る。
- ・「また、同様に自動車検査証等の交付物については、郵送による交付を認めるべきではないか。」とあるが、郵送は届かないということが、100%ないとはいえないのではないか。
- ・OSSは住民基本台帳カードの普及を前提として構成されているので、それ以外の概念を持ち込むとOSSの制度自体に弊害が生じるし、効率化されない。ハイブリッド申請は業務の効率化には至っておらず、逆に業務を複雑にしている面がある。
- ・「特に難しい設定を必要としない申請方法がないか」ということですが、国交省側において現在の法令上では困難であると思慮しますし、所有権の公証を行うためには今以上の法令の簡素化は難しいと思慮します。住民基本台帳カードに変わるものが簡素化されることが理想である。ただ、OSSのシステムも変更を余儀なくされると思慮します。
- ・個人ユーザーの大半は、頻繁に自動車の登録申請を行うことはないと思う。ICカードリーダーを購入するには、それ相応の負担が必要であり、住民基本台帳カードの普及が進むとは考えにくいことから、難しい設定を必要としない申請方法を検討する必要性は低いと考える。ただ、既にICカードリーダー等を持っている者がOSS申請を希望するのであれば、検討すべき必要性も多少はあるか。

〈制度改善の余地があるとする意見〉

- ・郵送方式については、反対であるが、仮に郵送方式を認めるのであれば、交付対応については、自動車検査証の印刷と同時に封筒への宛名印刷ができるシステムを開発する等の必要がある。
- ・本人申請では手間がかかるということであれば、行政書士が介在する余地がある。行政書士がOSS申請をとりまとめる機関になる余地がある。
- ・本人の出頭が困難な場合は、近隣の団体又は行政書士を活用させるものとする。ただし、書類等の作成は大幅に簡素化されるため手数料は、現在よりも安価に設定できるのではないか。
- ・実際の申請方法が不明ではあるが、簡易な申請方法を検討すべきと思います。
- ・大量の申請（販売店など）を抑制するため、郵送申請の手数を別途定める。（郵送業務を行なうための賃金職員の経費とする）
- ・ディーラー等に協力を求め、店舗にカードリーダーなどを設置することも検討すれば、自宅の近くで手続きが可能となる。
- ・一般ユーザーが使いやすい方法を検討することは重要と考える。
- ・是非検討すべきと大きく同意する。まさにOSSの利用促進に大きな宣伝となり、また

総務省による住民基本台帳カード普及事業と同時に広報すべきであり、また併せて法務省所管の電子認証システムとのリンクも検討すべき。

- ・ O S S 申請なのか窓口申請なのか定かではないが、出頭主義については、見直すことも必要と思われる、封印制度を廃止することで、現車持ち込みを不要として、証明書等処理機関の再考も良いのではないか。しかしながら、直接、申請者自身からの郵送処理では、誤りが相当見込まれることを危惧します。
- ・ プレートも含めた郵送は、証明書等処理機関での対応が可能と思われ、支局等での処理となれば、費用、人員の問題があり、業務は回らず処理に手間取ると思料致します。
- ・ 支局等における対策は厳しいが、郵送での対応を府県単位等、広域で行うことが可能となるのではないか。その結果、支局等で行う業務も減少するので、窓口における定員配置も見直しができるのでは。

○ 昨今の I C T 技術を活用した自動車登録手続の簡略化、電子化の進展を検討すべきではないか。

〈検討する余地はなしとする意見〉

- ・ I C T 技術がどのようなものか理解するに至っておりません。
- ・ 現在の取扱いがそんなに面倒なのでしょう。電子化等でどれだけ国民の負担が減り、どれだけ手続きの簡略化が図れるのでしょうか。また、どれだけ行政の効率化が図れるのでしょうか。
- ・ I T 社会を形成するという見地に立てば検討の必要性もあるが、果たして本当にそのような社会が必要なのか、国民的な議論が必要である。
- ・ 一般ユーザーにとっては、車の購入は、頻繁ではないため現行の手続きで不便と感じている人はあまり多くないのではないか。開発費をかけて自動車登録手続きの簡略化、電子化を進める必要があるのかは疑問である。
- ・ 住所変更は車の購入に比べると多いと考えられるので、住所変更の手続きがインターネットから行えるシステムを優先的に進める必要性はあるか。
- ・ 最新技術に対応するのが困難な高齢者の方々等への配慮が必要
- ・ 新たなシステムを増やすことになればリスクとコストの増大を生じ、効率化に逆行する。
- ・ 電子技術の情報保全是文書情報の盗難防止より簡便とは言い切れない。
- ・ 暗号解析防止技能を登載した法務局の電子認証システムの普及率と併せて考えると、O S S の普及率が厳しい中、「電子行政のムダ」と言われ兼ねない。既に政権より自動車安全特別会計の M O T A S 自体について議論がなされた今、政権（ひいては民意）へ逆行しているといわれぬか。

〈検討する余地があるとする意見〉

- ・ 一つの I C チップに車検証情報、自賠責情報、納税証明書情報、車庫証明情報、定期点検記録簿情報を記録することにより、カード化しフロント及びリアのガラス（リアガラスのないトラック等には別の場所）に発信器を取り付けることを法律により義務化する。それと合わせて I C T 技術を活用して現在進めている ITS による次世代道路サービスを応用し、各主要道路上及び警察車両等の受信機からこの内容を受信できるようにすることにより、ナンバー表示義務も外す。カード化した車検証等を各家庭、販売店、行政書

士事務所等に設置したカード読み取り機でインターネットにより手続きができるようにする。

- ・OSSの利用が拡大したとしても、自動車検査証・ナンバープレートの交付がネックとなることから、自動車検査証の電子化等を推進すべきと考える。
- ・手続きの簡略化等を考えれば、当然これらの検討は行なわれるべきであるが、偽造変造対策を十分検討した上で、即効性のある改革が必要。
- ・検討すべき点もあるが、一方でICT等に、ついて行けない層もあることから、検討に当たっては公平性という点から、このことも十分に配慮する必要があると考える。
- ・スマートプレートと、うまく組み合わせができれば、添付書類の簡略化、自動車検査証の受け渡し不要等は実現できるかも知れない。
- ・輸出関係では税関と、法人認証については法務省と、住民基本台帳では総務省と、関係各方面とのシステムリンクが進めば、内外（支局事務所・窓口申請者）の負担軽減となる上、各システムの相互補完による重複効果が行政情報にも効果を生じるのではないだろうか。
- ・自動車検査証が電子化した場合、目に見える形で所有権等を表示する方法を何かセットで考えないと、やはり「わかりにくい」と言われそう。
- ・自動車検査証情報の車両搭載機器への積載が出来れば、自動車検査の画像記録などと併せて不正改造防止などに威力を発揮するのではないか、ただ電子情報の改竄防止対策が大きな課題になりそう。
- ・ICチップやQRコードを活用するならば、ナンバープレートにICチップを埋め込み、自動車検査証のQRコードや車両搭載機器へ積載された電子情報がリンクできるようにすれば、電子化にはずみがつく上、自動車検査や盗難防止などにもなにかがし利用が出来るような気がする。
- ・ワンストップサービスにおいても、将来は個人的に移転登録や抹消登録など、指定工場においては継続検査が出来るよう、自動車検査証をデータ化し、写しを備え付け、また、ナンバープレートにICチップを入れ、信号機よりデータの受け渡しをするなど将来の展望を考えた制度改正をする事は必要である。
- ・今後は、登録証と検査証の区分けを行い、特に検査証は、免許証程度のサイズとして、常に携帯することで、第三者が安易に利用できないようにするのをも一考です。現行のMOTASは、車検証の備考欄業務が多くを占めており、国交省として、最小限の必要なものとして少しスリム化を図るか、更に他省庁の業務を含めての大型化を進めて行くか方向性を考えることも必要なのではと史料致します。

○その他

- ・もし仮に出頭義務緩和の為に新電子システムを立ち上げるならば、自動車運転免許証の書き換え時に必ず訪れる各警察署交通課（または庁舎内の交通安全協会）に代行窓口となるシステムを設ける方が、よっぽど安上がりで安全が確保され、（自動車保管場所証明申請の対応からも）申請者負担の緩和につながるように思える。（警察が猛反対するのは目に見えているが）
- ・地方自治体のコンピューターと接続し、所有者・使用者のデータが直接入力出来るようにする等、OSS環境を抜本的に変更しない限り、提示された取扱は不可能と考える。また、現場の負担を考慮しない検討は理解できず、かつ、簡略化のみ先行させる考え方も制度を維持できるとは到底判断できない。

・現行OSSについて（現行の問題点・要望）

①申請者

a. 取り下げができないか。

契約変更等の理由で所有者が変更になること・リース車両等の指定された登録日の変更等の理由からOSS申請を申請取り止めたい事例が発生している。

b. 車庫証明書

・諸事情からOSS申請を取り下げたいときに、警察の段階で却下に応じてくれない。

・申請後の申請者の氏名・住所の訂正を簡単にできないか。

c. 申請事項の入力、申請後の補正を簡単にできないか。

②支局事務所

a. エラー等があった場合の処理方法が分かりづらい。

・OSS未経験者が見て処理出来るようなマニュアルを作れないか。

・画面上の表示に従ってエラー処理が出来るような表示を出せないか。

b. 決裁後の復元処理が出来ないか。

c. 訂正処理ができないか。

d. 旧字体と新字体、住所のスペース等を自動判定出来ないか。

ICTを活用した自動車登録手続きの簡略化・電子化

○検討の方向性

現在の自動車登録制度の中で、物理的なモノの動きの必要性から国民の不便となっている状況について、昨今のICTを活用することにより、制度上の目的を損なわずに物理的な制約を減らすことはできないか。

例： 自動車検査証、自賠責保険証の車内備え付け義務
登録申請時の車検証の添付

○活用可能性のある技術の例

(1) 電子タグ

ICチップとアンテナにより構成され、物品等に装着されるものであって、その中に当該物品等の識別情報その他の情報を記録し、電波を利用することによりこれらの情報の読み取り又は書き込みができるもの。

警視庁では、免許証の偽造変造防止の観点から、平成19年1月よりICカード免許証が導入されている。外務省でも、パスポートの偽造変造防止の観点から、平成18年3月よりIC旅券が導入されている。

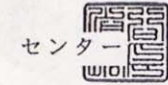
(2) QRコード

情報を盛り込んだマトリクス型の二次元コード。

現在、自動車検査証には、その内容の一部をQRコードにして下欄に掲載している。

番号 00095 A

平成 22年 4月 28日



自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状				
研修 505 た 392	平成 22年 4月 28日	平成 22年 4月	小型	乗用	自家用	ステーションワゴン [003]				
トヨタ		[194]	乗車定員 5人	長さ	幅	高さ	前前軸重 1570kg	前後軸重	後前軸重	後後軸重 1845kg
BEA11G-0082329			398cm	169cm	167cm	890kg				680kg
BEA11G		B11G	20.00kw	電気						
所有者の氏名又は名称	国土交通 太郎									
所有者の住所	東京都千代田区霞が関2丁目1-3 [13001 0073]									
使用者の氏名又は名称	*** み ほ ん ***									
使用者の住所	***									
使用の本拠の位置	***									
有効期間の満了する日	平成 25年 4月 27日									
備考	[センター]、新規登録 自動車重量税 免税 [21年度税制]平成22年4月28日 新規登録 免税措置済み 以下余白									

1/- //130427/1004/BEA11G/0089/- /-
/0068/- /- /-/0/- /- /999999

2/研修505た397/1/BEA11G-0082329/B11G/1



暗号化

M547668011979907111111/..... 畝鼎../11W-11W/
RUQ0UQ- 781/ 028R /

裏面もご覧下さい

スマートプレートの概要

スマートプレートは、現行ナンバープレートの情報及び自動車登録ファイルに記載されている車両の諸元情報をナンバープレート上のICチップに記録したもの。

平成12年に調査検討委員会を設置し、平成14～18年の間には実証実験等を行ったが、その後の厳しい財政事情から、検討は休止状態にある。

イメージ図



スマートプレートの写真



想定される活用事例

- ・重要施設における業務車両の出入管理
- ・イベント等関係車両の出入管理
- ・物流・旅客流の最適化
- ・公共交通機関・運行の支援
- ・検査場における効率化
- ・低公害車等への優遇

自動車の登録及び不動産登記に係る必要書面等の比較について

項 目	自動車の登録 (道路運送車両法)	不動産の登記 (不動産登記法)
新規登録 (登記)	①新規登録申請書 ②完成検査終了証 ③所有者の実印 ④所有者の印鑑証明書 (3ヶ月以内) ⑤譲渡証明書	①登記申請書 ②所有者の印鑑 (認印でも可) ③所有者の住民票 ④所有権証明書 (建築確認通知書等) (※建物表題登記)
変更登録 (登記) ※所有者の住所変更	①変更登録申請書 ②所有者の印鑑 (認印でも可) ③住民票 (原因を証する書面) ※現在の住所までの経緯が分かる 書類 (3ヶ月以内) ④自動車検査証	①登記申請書 ②所有者の印鑑 (認印でも可) ③住民票 (登記原因証明情報) ※現在の住所までの経緯が分かる 書類
移転登録 (登記) ※売買の場合	①移転登録申請書 ②自動車検査証 ③譲渡証明書 (実印を押印) ④旧所有者 (登録義務者) の印鑑 証明書 (3ヶ月以内) ⑤旧所有者の実印 ⑥新所有者 (登録権利者) の印鑑 証明書 (3ヶ月以内) ⑦新所有者の実印	①登記申請書 ②登記識別情報又は登記済証 ③売買契約書等 ④旧所有者 (登記義務者) の印鑑 証明書 (3ヶ月以内) ⑤旧所有者の実印 ⑥新所有者 (登記権利者) の住民票 ⑦新所有者の印鑑 (認印でも可)
抹消登録 (登記)	①抹消登録申請書 ②自動車検査証 ③所有者の印鑑証明書 (3ヶ月以内) ④所有者の実印 ⑤自動車登録番号標	①登記申請書 ②建物滅失証明書 ③所有者の印鑑 (認印でも可) (※建物滅失登記)

※不動産には、所有者、使用者の概念がないため、所有者、使用者が同一の場合として比較。

また、自動車登録に必要な保管場所証明書は不動産にはないため省略。

※自動車登録令第10条 (共同申請)、不動産登記法第60条 (共同申請) において、登録 (登記) 権利者及び登録 (登記) 義務者が共同して申請しなければならないことが規定。

なお、自動車登録令第10条において、自動車登録は出頭が義務付けされているが、不動産登記においては郵送による申請が可能 (書留郵便; 不動産登記規則第53条 (申請書等の送付方法)) とされている。

自動車の登録及び不動産登記に係る必要書面等の比較について
(相続・判決)

項目	自動車の登録	不動産の登記
移転登録（登記） ※相続の場合	<ul style="list-style-type: none"> ①移転登録申請書 ②自動車検査証 ③戸籍謄本等（死亡が確認でき、全相続人との関係が証明できるもの） ④遺産分割協議書（全相続人の実印を押印したもの） ⑤新所有者（権利者）の印鑑証明書（3ヶ月以内） ⑥新所有者の実印 	<ul style="list-style-type: none"> ①登記申請書 ②戸籍謄本等（被相続人の出生から死亡までがわかるもの、相続人全員のもの） ③遺産分割協議書（相続人全員の実印を押印したもの。権利者以外の相続人の印鑑証明書添付） ④新所有者（権利者）の住民票 ⑤新所有者の印鑑（認印でも可）
移転登録（登記） ※判決（権利者が義務者に移転登録（登記）を求める場合）	<ul style="list-style-type: none"> ①移転登録申請書 ②自動車検査証 ③執行力のある判決文 ④新所有者（登録権利者）の印鑑証明書（3ヶ月以内） ⑤新所有者の実印 	<ul style="list-style-type: none"> ①登記申請書 ②執行力のある判決文 ③新所有者（登記権利者）の住民票 ④新所有者の印鑑（認印でも可）
移転登録（登記） ※判決（義務者が権利者に移転登録（登記）を求める場合）	<ul style="list-style-type: none"> ①移転登録申請書 ②自動車検査証 ③執行力のある判決文 ④旧所有者（登録義務者）の印鑑証明書（3ヶ月以内） ⑤旧所有者の実印 ⑥保管場所証明書（登録権利者） ⑦新使用者（権利者）の記入申請 	<ul style="list-style-type: none"> ①登記申請書 ②執行力ある判決文 ③旧所有者（登記義務者）の印鑑証明書（3ヶ月以内） ④旧所有者の実印

※不動産登記においては、申請書の添付書面についての原本の還付を請求することが可能とされている。（不動産登記規則第55条）

※自動車登録においては、自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があったときは、登録申請（変更登録・移転登録）と同時に自動車検査証の記入を受けなければならないとされている。（道路運送車両法第67条）また、効力を失っている（有効期間が満了している）自動車検査証についての検査証の記入については、登録申請について特則は存しない。

（権利者からの記入申請及び保管場所証明書の提出がなければ、判決を得ても登録が出来ない。また、有効期間が満了している場合も、判決を得ても移転登録は出来ない。）

自動車の登録及び不動産登記に係る必要書面等の比較について
(参照条文)

不動産登記法

(平成十六年六月十八日法律第二百二十三号)

(共同申請)

第六十条 権利に関する**登記の申請は**、法令に別段の定めがある場合を除き、**登記権利者及び登記義務者が共同してしなければならない。**

不動産登記規則

(平成十七年二月十八日法務省令第十八号)

(申請書等の送付方法)

第五十三条 **登記の申請をしようとする者が申請書及びその添付書面を送付するときは、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」と総称する。）による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であって当該信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによるものとする。**

2 前項の場合には、申請書及びその添付書面を入れた**封筒の表面に不動産登記申請書が在中する旨を明記するものとする。**

自動車登録令

(昭和二十六年六月三十日政令第二百五十六号)

(共同申請)

第十条 **登録は、登録権利者及び登録義務者又はこれらの者の代理人が運輸監理部又は運輸支局に出頭して申請しなければならない。**ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては、運輸監理部又は運輸支局に出頭することを要しない。

(参考資料)

自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム関係法令

【道路運送車両法】

第七条 登録を受けていない自動車の登録（以下「新規登録」という。）を受けようとする場合には、その所有者は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書に、国土交通省令で定める区分により、第三十三条に規定する譲渡証明書、輸入の事実を証明する書面又は当該自動車の所有権を証明するに足るその他の書面を添えて提出し、かつ、当該自動車を提示しなければならない。

（中略）

4 第一項の申請をする者は、次の各号に掲げる規定によりそれぞれ当該各号に掲げる規定に規定する事項が第九十六条の二から第九十六条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録情報処理機関」という。）に提供されたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の申請書にその旨を記載することをもつてそれぞれ当該各号に掲げる書面の提出に代えることができる。

一 第三十三条第四項 譲渡証明書

二 第七十五条第五項 完成検査終了証

三 第九十四条の五第二項 保安基準適合証

四 第九十四条の五の二第二項において準用する第九十四条の五第二項 限定保安基準適合証

5 前項の規定により同項各号に掲げる規定に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたことが第一項の申請書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。

（以下略）

（登録情報処理機関の登録）

第九十六条の二 第七条第四項の登録（以下この章において単に「登録」という。）は、第三十三条第四項、第七十五条第五項又は第九十四条の五第二項（第九十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項の提供を受け、当該提供をした者について国土交通省令で定める方法による本人であることの確認その他の国土交通省令で定める事項の確認を行い、並びに第七条第五項（第五十九条第四項において準用する場合を含む。）及び第九十四条の五第十項（第九十四条の五の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の照会に対して回答する業務（以下「情報処理業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

【道路運送車両法施行規則】

＜登録情報処理機関について＞

(本人確認方法)

第六十二条の二の三 法第九十六条の二 の国土交通省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項 及び第三項 の規定に基づき登記官が作成した電子証明書及びそれにより確認される電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項 に規定する電子署名をいう。）が行われた法第三十三条第四項、法第七十五条第五項 又は法第九十四条の五第二項（法第九十四条の五の二第二項 において準用する場合を含む。）に規定する事項の提供を受ける方法

二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項 に規定する電子証明書及びそれにより確認される電子署名（同法第二条第一項 に規定する電子署名をいう。）が行われた法第三十三条第四項、法第七十五条第五項 又は法第九十四条の五第二項（法第九十四条の五の二第二項 において準用する場合を含む。）に規定する事項の提供を受ける方法

三 識別番号及び暗証番号を用いる方法

四 氏名又は名称及び住所を証するに足りる書面を提示させる方法

(確認事項)

第六十二条の二の四 法第九十六条の二 の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第三十三条第四項、法第七十五条第五項 又は法第九十四条の五第二項（法第九十四条の五の二第二項 において準用する場合を含む。）に規定する事項の提供をした者が本人であること。

二 法第七十五条第五項 に規定する事項の提供をした者が同条第一項 の規定により自動車の型式について指定を受けた者であること。

三 法第九十四条の五第二項（法第九十四条の五の二第二項 において準用する場合を含む。）に規定する事項の提供をした者が指定自動車整備事業者であること。

【自動車登録令】

＜登録手続について＞

(共同申請)

第十条 登録は、登録権利者及び登録義務者又はこれらの者の代理人が運輸監理部又は運輸支局に出頭して申請しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては、運輸監理部又は運輸支局に出頭することを要しない。

(申請手続)

第十四条 登録の申請をする者（以下「申請人」という。）は、申請書に次に掲げる書面を添えて提出しなければならない。

- 一 登録の原因を証する書面
 - 二 登録の原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、これを証する書面
 - 三 代理人により登録の申請をするときは、その権限を証する書面
- 2 前項第一号の書面が執行力のある判決であるときは、同項第二号の書面を提出しなくてもよい。
- 3 申請人は、道路運送車両法第三十三条第四項の規定により譲渡証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、国土交通省令で定めるところにより、第一項の申請書にその旨を記載することをもつて同項第一号の書面（譲渡証明書に限る。）の提出に代えることができる。
- 4 前項の規定により譲渡証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたことが第一項の申請書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。

【自動車の保管場所の確保に関する法律】

(保管場所の確保を証する書面の提出等)

第四条 道路運送車両法第四条 に規定する処分、同法第十二条 に規定する処分（使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。以下同じ。）又は同法第十三条 に規定する処分（使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。以下同じ。）を受けようとする者は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面で政令で定めるものを提出しなければならない。ただし、その者が、警察署長に対して、当該書面に相当するものとして政令で定める通知を当該行政庁に対して行うべきことを申請したときは、この限りでない。

【自動車の保管場所の確保に関する法律施行令】

(保管場所の確保を証する書面等)

第二条 法第四条第一項 の政令で定める書面は、自動車の所有者の申請により、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が、当該場所が当該申請に係る自動車につき法第三条 に規定する保管場所として確保されていることを証明した書面とする。

2 法第四条第一項 ただし書の政令で定める通知は、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が、当該場所が当該申請に係る自動車につき法第三条 に規定する保管場所として確保されていることを証明する旨の通知であつて、当該警察署長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）から電気通信回線を通じて法第四条第一項 に規定する当該行政庁の使用に係る電子計算機に送信することによつて行われるものとする。

【自動車損害賠償保障法】

第九条 道路運送車両法第四条、第三十四条第一項、第三十六条の二第三項、第六十条第一項、第六十二条第二項（第六十三条第三項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）、第六十七条第一項（使用者の変更に係る部分に限る。）、第七十一条第四項又は第九十七条の三に規定する処分を受けようとする者は、当該行政庁（同法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会。次項から第五項までにおいて同じ。）に対して、自動車損害賠償責任保険証明書をも提示しなければならない。ただし、同法第九十四条の五第八項の規定により保安基準適合証の提出があつた場合において、同法第六十二条第二項に規定する処分を受けようとするときは、国土交通省令で定める方法により作成した自動車損害賠償責任保険証明書の写しの提出をもつて、自動車損害賠償責任保険証明書の提示に代えることができる。

2 前項本文の場合において、同項本文の処分を受けようとする者は、政令で定めるところにより、保険会社に委託して、当該自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。）により道路運送車両法第七条第四項の登録情報処理機関（次項及び第四項において「登録情報処理機関」という。）に提供することができる。

3 前項の規定により自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、第一項本文の処分を受けようとする者は、当該自動車損害賠償責任保険証明書を当該行政庁に提示したものとみなす。

4 前項の場合において、当該行政庁は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。

【自動車重量税法】

(電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例)

第十条の二 自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定に係る申請又は届出を行う場合には、自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者は、当該検査自動車又は届出軽自動車につき課されるべき自動車重量税の額に相当する自動車重量税を、第八条から前条までに定める方法によるほか、財務省令で定める方法により国に納付することができる。

【租税特別措置法】

(使用済自動車に係る自動車重量税の還付)

第九十条の十三 自動車検査証の交付等を受けた自動車のうち、自動車検査証の交付等を受けた際に当該自動車検査証に記載された有効期間の満了する日前に使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第十一項に規定する引取業者に引き渡された同条第二項に規定する使用済自動車（以下この条において「使用済自動車」という。）であつて、解体されたものとして政令で定めるものについては、当該自動車検査証の交付等を受ける際に納付された自動車重量税の額に相当する金額のうち政令で定めるところにより計算した金額を、当該使用済自動車を同法第八条の規定により当該引取業者に引き渡した者（以下この条において「所有者」という。）に（当該使用済自動車の所有者が当該使用済自動車に係る自動車重量税の納税者でない場合にあつては、当該使用済自動車につき当該使用済自動車の所有者が当該自動車重量税を納付したものとみなして、当該使用済自動車の所有者に）還付する。

2 前項の規定により同項の還付金の還付を受けようとする使用済自動車の所有者は、政令で定める事項を記載した申請書を、政令で定めるところにより、国土交通大臣等（自動車重量税法第十条に規定する国土交通大臣等をいう。）を経由して、政令で定める場所の所轄税務署長に提出しなければならない。

【地方税法】

第二百一十一条

自動車取得税の徴収については、申告納付の方法により行わなければならない。

(自動車取得税の申告納付)

第二百二十二条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、総務省令で定める様式によつて、自動車取得税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を道府県知事に提出するとともに、その申告した税額を当該道府県に納付しなければならない。

一 道路運送車両法第七条の規定による登録、同法第五十九条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）又は同法第九十七条の三の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時 【新規登録】

二 道路運送車両法第十三条の規定による登録を受けべき自動車の取得 当該登録を受けべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時） 【移転登録】

三 前二号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けべき自動車の取得又は総務省令で定める自動車の取得 当該記入を受けべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）又は総務省令で定める日 【記載変更】

四 前三号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

2 自動車の取得をした者は、前項の規定の適用がある場合を除き、総務省令で定める様式によつて、当該自動車の取得の事実に関し必要な事項を記載した報告書を提出しなければならない。

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

第三条 別表にて、第二百二十二条の手続きがオンライン申請できる規定がある。

(自動車税の徴収の方法の特例)

第二百五十一条の二 道府県は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条の規定による登録の申請及び次条第一項の規定による申告書又は報告書の提出を行う場合には、前条第三項から第六項までの規定によるほか、当該道府県の条例の定めるところにより、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を総務省令で定める方法により徴収することができる。

(自動車税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第百五十二条 自動車税の納税義務者は、道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録の申請をした際その他当該道府県の条例の定める場合においては、総務省令で定める様式によつて、自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を道府県知事に提出しなければならない。

【使用済み自動車の再資源化等に関する法律】

第七十四条 自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付（当該自動車についての前条第一項に規定する最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付に限る。）を受けようとする者は、国土交通大臣等（国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は軽自動車検査協会（道路運送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対して、当該自動車の所有者が資金管理人に対し当該自動車に係る再資源化預託金等を預託したことを証する書面（以下「預託証明書」という。）を提示しなければならない。ただし、その者が、資金管理人に委託して当該預託証明書に相当するものとして政令で定める通知を同法第七条第四項に規定する登録情報処理機関（次項において単に「登録情報処理機関」という。）に対して行ったときは、当該預託証明書を国土交通大臣等に提示したものとみなす。

【行政書士法】

(業務の制限)

第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

【行政書士法施行規則】

(法第十九条第一項 ただし書に規定する総務省令で定める手続及び総務省令で定める者)

第二十条 法第十九条第一項 ただし書に規定する総務省令で定める手続は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条 に規定する自動車であつて、同条 に規定する登録を受けたことがなく、かつ、同法第七十五条第一項 の規定によりその型式について指定を受けたものについて、次に掲げる申請を同時に行う場合における当該申請（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）附則第二項 の規定により同法第四条 の規定が適用されない場合にあつては、第二号に掲げる申請）の手続（第一号に掲げる申請の手続にあつては、当該手続のうち自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第一号）第二条第二項 の規定による同規則第一条第一項 の申請書に記載すべき事項の入力に係る部分に限る。）とする。

- 一 自動車の保管場所の確保等に関する法律第四条第一項 ただし書に規定する申請
 - 二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項 の規定により同項 に規定する電子情報処理組織を使用して行う道路運送車両法第七条第一項 に規定する新規登録及び同法第五十九条第一項 に規定する新規検査の申請
- 2 法第十九条第一項 ただし書に規定する総務省令で定める者は、社団法人日本自動車販売協会連合会とする。

公的個人認証・住民基本台帳カードについて

1. 住民基本台帳カードの交付状況

平成 21 年度末（平成 22 年 3 月末）現在
交付枚数 4,447,000 枚 普及率 3.5%

2. 住民基本台帳カードの申請方法・手数料

※市区町村ごとに異なる。

【東京都足立区の例】

必要書類

本人確認書類

運転免許証・パスポートなど公的身分証明書は 1 点

健康保険証・年金手帳・クレジットカード等は 2 点

顔写真（希望により）

印鑑、若しくは本人の署名

手数料 500 円

※全国 1,727 市区町村のうち、631 市区町村にて発行手数料の無料化措置
(H22.10.1 現在)

3. 住民基本台帳カードの仕様

カードの種類は 2 タイプ 「顔写真付き」「顔写真無し」
平成 21 年 4 月から新しい型の住基カードに順次切り替え

【共通の仕様】（新型）

○カード本体（ICカード）

接触型と非接触型との兼用型と、非接触型との 2 タイプ

利用には IC カードリーダーライターが必要

○ICチップ

「住民票コード」「暗証番号」の他、「券面情報」の一部が記録されている

○磁気ストライプ

○共通ロゴマーク

新型の住基カードに印刷。偽造防止機能付き

○QRコード

○券面情報

【顔写真付きのタイプ】

- ・写真
- ・氏名
- ・住所
- ・生年月日
- ・性別
- ・交付地市区町村名
- ・有効期限（発行日から10年間）

（※太字は、顔写真無しタイプの券面情報）

その他、市区町村ごとに担当部署の連絡先、裏面の記載事項などが異なる。

4. 住民基本台帳カードの用途

1) 行政手続のインターネットによる申請・届出ができる。

国税電子申告・納税システム（e-TAX）やOSS等、公的個人認証に対応している手続にて利用可能

2) 写真付きの住基カードは、公的身分証明書として利用ができる

3) 市区町村の独自のサービスが受けられる。（住基カードの多目的利用）

住基カードを利用した独自のサービスを実施している市区町村がある。

（例）

証明書自動交付機の利用

公共施設の利用・予約（図書館・体育館・会議場等）

災害時における避難者情報・避難場所の検索サービス

※上記サービスを実施している場合、住基カードのICチップに該当情報も記録される。

<補足1>

これまで、市区町村外に転出した場合既存の住基カードは失効していたが、平成21年7月の住民基本台帳法の改正により、平成24年7月までに転出後も引き続き住基カードを使用できるようになる。

<補足2>

電子申請を行うためには、公的個人認証に関する電子証明書を住基カードに登録する必要があるが、その有効期限は発行後3年間である。

【参考】 総務省「住民基本台帳カード総合情報サイト」

番号 00095 A

自動車検査証

平成 22年 4月 28日



自動車登録番号又は車両番号 研修 505 た 392 車	登録年月日/交付年月日 平成 22年 4月 28日	初度登録年月 平成 22年 4月	自動車の種別 小型乗車	用途 乗用	自家用・事業用の別 自家用	車体の形状 ステーションワゴン [003]	
トヨタ	車台番号 [194]	長さ 5人	乗車定員	最大積載量	自重	前後軸重	前後軸重
BEA11G-0082329 式	原動機の型式	幅 169cm	高さ 167cm	燃料の種類	前後軸重	前後軸重	前後軸重
BEA11G	B11G	出力 398cc	燃料の種類	型式指定番号	前後軸重	前後軸重	前後軸重
所有者の氏名又は名称 国土交通 太郎		20.00kW 電気					
所有者の住所 東京都千代田区霞が関2丁目1-3		[13001 0073]					
使用者の氏名又は名称 ***							
使用者の住所 ***							
使用の本拠の位置 ***							
有効期間の満了する日 平成 25年 4月 27日							
備考 [センター]、新規登録 自動車重量税 免税 [21年度税制]平成22年4月28日 新規登録 免税措置済み 以下余白							

ほ ん



(参考③)

裏面もご覧下さい。

第21号様式(譲渡証明書)

譲 渡 証 明 書

次の自動車を譲渡したことを証明する。

車名	型式	車台番号	原動機の型式

譲渡年月日	譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所	譲渡人印
備考		

(日本工業規格A列5番)

(注) 型式の変更等があった場合は、備考欄にその旨を記入すること。

印鑑登録証明書

印影	氏名		
	生月	年月日	性別
	住所		

この写しは、登録された印影と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

○△□市長

○△□



委任状

住所 _____

受任者 氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記自動車の _____ 申請に関する権限を委任します。

(注 移転登録、変更登録、未済登録等の別)

自動車登録番号 又は車台番号

平成 年 月 日

委任者 氏名又は名称 _____ 印

委任者 氏名又は名称 _____ 印

住所 _____

住所 _____

自動車保管場所証明申請書

車名	型式	車台番号 (左詰めで記入)	自動車の大きさ
			長さ 幅 高さ
(ワリアフハンドに右下側にチャックしてください)			センチメートル センチメートル センチメートル

自動車の使用の本拠の位置

自動車の保管場所の位置

※ 保管場所標章番号

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。

平成 年 月 日

警察署長 殿

住所

申請者 (フリガナ) 氏名

電話 () 番

第 号

自動車保管場所証明書

自動車保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。

平成 年 月 日

警察署長 (印)

(新車) 申請の登録番号 移転・変更	(増車) 旧車の登録番号 代替	保管場所の所有者 (個人・法人以外)	継続先
-----------------------	--------------------	-----------------------	-----

備考 1 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であつて申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされるときは、保管場所標章番号欄に旧自動車に表示されている保管場所標章番号を記載して、所在型の添付を省略することができます。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目録となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在型の提出を求めることができます。

2 申請者は、氏名を記載し及び押印をすることができません。

3 車名、型式、車台番号の各欄については、発成検査終了証、譲渡証明書、自動車検査証又は抹消登録証明書に記載してある内容を記入してください。

4 証明書の有効期限は、証明の日から1か月です。

番号 00147

登録事項等通知書

平成 年 月 日 運輸支局長

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	車台番号	号
[REDACTED]	平成 19年 12月 19日	平成 19年 4月	[REDACTED]	
ニッサン			型式	4M50
所有者の氏名又は名称	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
所有者の住所	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
使用の本拠の位置	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
備考				

[218] PA-AJW41

【注意事項】

1. 申請された登録事項等と相違していないことを確認してください。もし相違しているときには、直ちに申し出てください。後日申し出られたときには更正の登録の手続きが必要となります。登録年月日の欄には、新規登録の年月日又は最新の移転登録の年月日が表示されています。
2. 自動車登録番号標の交付を受けられる方は、この通知書を自動車登録番号標交付代行者に提示してください。

旧自動車登録番号又は車両番号

[REDACTED]



自動車登録番号標 交付印

(参考④)

政策グランプリ提案及び回答

提 案

改善案 ①出頭義務の緩和

現状

原則として出頭義務がある



自動車登録令第十条

登録は、登録権利者及び登録義務者又はこれらの者の代理人が運輸監理部又は運輸支局に出頭して申請しなければならない。

問題点

平日に出頭しなくてはならない



例) 会社を休む、委任状を書いて誰かに頼む

改善案

プレートを変更しない場合は
郵送での手続きを可能に



効果

出頭する手間が省ける

回 答

政策グランプリ「自動車登録手続きの電子化」

提案①「出頭義務の緩和」



自動車の登録手続きの電子化を進め、平成24年度からは出頭義務を緩和する。

- ・具体的には、新車の登録手続きについて運用されている「自動車保有関係手続きのワンストップサービス」を、住所変更等の手続きにも拡大すべく、関係者との調整、システムの設計を行う(23年度)。また、システム改修、関係法令の改正を行う(24年度)。
- ・本取り扱いにより、年間約300万件(移転・変更登録全体の約4割)の出頭義務を緩和
- ・但し、ナンバープレートの変更を要する場合は、ナンバープレート取り付け・封印のために引き続き出頭が必要。

提 案

改善案 ②住民票・車庫証明書の省略

現状

住民票や車庫証明書が必要

例)引っ越しにより、使用者の住所が変わった場合

問題点

市役所や警察署にも行く必要がある

改善案

住民票の代わりに免許証のコピー
車庫証明書は不要

効果

市役所や警察署に行く手間が省ける

回 答

政策グラフリ「自営」登録手続の簡略化。

提案②「住民票、車庫証明書の省略」

住民票について

使用者の住所確認のための書類は、住民票の写しに加え、免許証のコピーでも可能とする。

- ・パブリックコメント、関係者への周知を経て23年1月から実施
- ・本取り扱いにより、年間約200万件(使用者を個人として新規・変更・移転登録する件数)の必要書類が簡略化
- ・なお、所有者の住所確認については、所有権公証という目的に鑑み、住所の履歴を確実に把握できる住民票が必要。

車庫証明書について

保管場所確保義務を担保するため、車庫証明書を省略することは困難。

ワンストップサービスの利用促進、手続拡大(24年度)により、警察署への出頭の手間の削減を図る。

提 案

改善案 ③高級車に限定

現状

自動車が不動産のような扱い

例) 複雑な書類、手間のかかる手続き、厳格な審査

問題点

本当にそこまでやる必要があるのか？

日本だけではないのか？

改善案

高級ではない車の手続きは大幅に緩和

例) 購入価格が300万円以下の場合、
免許証のコピーと売買契約書のコピーを郵送すればOK

効果

多くの国民の負担を軽減

回 答

改正クランフリ「自動車登録手続きの簡略化」

提案③「高級車に限定」

現在、自動車の二重譲渡や盗難車の不正登録といったトラブルを防止するため、所有権公証制度の下で厳格な所有権審査を実施。

今後、自動車の売買等取引への影響や、社会的影響も十分に見極めた上、自動車の価格で手続きを分けることの是非も含め、どのような形で更なる手続きの簡略化が図れるかを関係者と協議し、検討。

・警察当局や自動車販売事業者等関係者の意見も聞きつつ、本年度末までに検討結果をとりまとめ。その結果を踏まえ、必要に応じ、法令改正等所要の手続きを実施。